

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第13回黒沢川部会 議事録

日 時 平成14年12月4日(水) 午前10時から午後3時50分
場 所 三郷村農村環境改善センター
出席者 高橋部会長以下16名(大熊委員、藤原委員、水谷特別委員欠席)

事務局(治水・利水検討室長)

お待たせ致しました。定刻となりましたので、ただ今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第13回黒沢川部会を開会致します。開会にあたりまして高橋部会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

高橋部会長

おはようございます。今年も12月に入りまして何かと委員の方々にはお忙しい中を第13回の部会にご出席ご苦勞様でございます。また、幹事の方々も12月の県議会定例議会が始まるわけでございますが、大変お忙しいところご苦勞様でございます。また、傍聴者の皆さんも大変ご苦勞様でございます。前回の部会におきましては、中信平の農業用水や、それから部会案の費用について、ご説明がありました。また、検討委員会からは、より実現性のある案として報告をして頂きたいということでございました。部会案についてこれから審議を進めてまいりたいと思います。先般の部会で皆様方からご要望がございましたように、本日は、中信平の土地改良区にご相談に上がって出席をして頂くことになっておりますので、後ほどまたご意見を頂きたいと思っております。本日は皆さんのご意見や説明を聞いた中でより実現性の高い部会案を取りまとめまいりたいと思っておりますので委員の皆さんの建設的なご意見をお願い致します。本日は公聴会を前にした詰めの審議となりますので議事進行に関しましては一層のご協力をお願い致します。簡単でございますがご挨拶と致します。

事務局(治水・利水検討室長)

ありがとうございました。ただ今の出席委員は19名中14名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立致しました。なお、大熊委員、藤原委員、水谷委員はご都合により欠席、平林委員は午後から出席されるという事です。宮澤委員は少し遅れてみえるという事でご連絡頂いております。資料ですがお手元にお配りしてありますように、中信平農業水利事業概要図と、公聴会についての案ということで、それから中信平左岸土地改良区から頂いております文書ということで確認をお願いしたいと思います。それでは、部会長議事進行の方をお願い致します。

高橋部会長

本日の議事録署名人は内川委員と青木委員のお二人をお願い致します。本日は農業用水について関係土地改良区の方々からお話を頂いた後、部会案について審議をしたいと考えてお

ります。過日事務局が中信平左岸土地改良区へお伺いを致しまして、部会の審議の内容を説明し、部会へ出席を依頼したところ、中信平左岸土地改良区から南小倉水利組合及び黒沢雑用水組合の方々に出席をして頂く旨の回答を頂きました。この件については中信平土地改良区理事長からお手元に配布をしたとおり文書にて回答を頂きました。ありがとうございます。それでは、本日まで出席頂いている方々のご紹介を申し上げたいと思います。まず、南小倉水利組合の組合長であります中田様、副組合長の二村様、会計の東田様、それから黒沢雑用水組合の組合長であります降幡様、それから副組合長であります松岡様、それから副組合長であります降幡様、以上6名の方からおいで頂きました。部会の治水利水対策案については過日、事務局からご説明を致しましたけれども特に利水について、農業用水を上水道に転換することに関するご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願い致します。又、大変恐縮でございますけれども委員の方々から、お尋ねしたいことがあるかと思えますけれども、質問等にお答え頂けるでしょうか、お願い致します。それではお願い致します。では南小倉水利組合の方からお願い致します。

南小倉水利組合長 中田
座ったままで。

高橋部会長
結構でございます。

南小倉水利組合長 中田

ただ今ご紹介頂きました南小倉水利組合の組合長の中田でございます。前回6月21日の第5回の部会の時にも出席させて頂きまして、南小倉の水利組合としての水に対するいろいろな思いとか、あるいは、現在までの歩み等についてご説明しましたけれども、その後部会の検討されている内容につきまして、当時と大分変わってきているということで、先般事務局の方から詳細その内容について詳細に説明をお伺い致しました。これらにつきまして、水利組合としては、この説明された案について、非常にいろいろな疑問点を持っておりまして。まず、黒沢の水についての南小倉としての各戸からの思い、それから、現在運用されている内容等について、大分か離れた内容であるということで、我々としても、大変、この経過については、疑問視しているわけでございます。前回申し上げましたけれども、南小倉の水利組合としてはダムを建設するという前提でいろいろな面での協力は惜しみませんという事で進んできましたけれども、その後脱ダム等の問題、あるいは検討されている中での農業用水を全面的によそから求めるというような案が説明されておりまして、これについては、大変、水利組合としてはとても受け入れられるような内容ではないというように感じております。勿論組合全員の総意ではございませんけれども、われわれ役員としては、まずこれは受け入れられることの出来る案ではないというように思いを強くしております。その理由としましては毎回説明、前回は説明しましたが、黒沢川の水に対する先人達の努力それから現在も続いているその強い思いは決して変わるところがございませんので、簡単に水利

権問題についても今以上に譲歩する事も出来ませんし、それから水が使えない、黒沢の水が使えなくなるということに対しては、これはもう全く大問題になるというような感覚を持っております。従いましてまあその水の現在使われている水の水量に対して総量を確保すればいいんじゃないかというような考えでは、とても対処できる問題ではないと思います。これは黒沢の水利組合としては勿論農業用水が主体ですけれども、生活用水としても、かなり、利用している面もあります。従って、黒沢の水を全面的に水道水に取り入れた場合は、まあ水利権の問題も当然発生してくると思いますし、また、先程言いました、よそからの補給水で賄うということになれば、冬場はどうなるかと、年中同じ水量で、同じ量といいますが同じような状態でよそから水を供給して現在持っているその黒沢水利組合の河川の中に流し込むという事も出来ないと思いますし、またそれらの水を、生活用水に若干なりとも使えという事になれば、これもまた大きな問題だろうと、まあというような事で現在の農業用水を全面的によそから、補給して黒沢の水を水道水にという案については、我々としては最初言いましたように受け入れ不可能というような形でとらまえています。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。それじゃ、雑用水組合のほうでご意見お願いします。

土地改良区関係者 降幡

私、雑用水組合の代表の降幡と申します。先程も改良区の組合長の中田さんからお話がありましたように、南小倉の住民は古来からその黒沢川の流水によって生活を求め、産業、或いは文化これに準じて今日まで来たということですが、この流水がなくなれば南小倉の文化、生活ももう壊滅状態だというようなのが、この雑用水組合の考え方でございます。それで、古来より使っているこの流水ですけれども、先日のお話の黒沢川の水を水道水にという突然の案をお聞きしたところ、こうなれば、南小倉の現在ある河川は壊滅状態という事になると私達は理解しています。それで、代替の水を中信平から上げればよいと、これは季節的なことでもって、いわゆる、雑用水というのは四季を通じての流水が流れておらないと生活に即した効果がないと私達は理解しています。この水に対しては現在はないですが、ないけど江戸時代から今日つい先だってまでは水車、いわゆる水車小屋というのですがこれが南小倉には5機ありました。大室に一つ、オカダに一つ、ワグチに3個計5個の水車小屋が稼動していたわけです。これはやはり、穀物或いは紛類米とか小麦或いは蕎麦粉、粟にいたるまでの精米をしていたわけですが、大室にあった水車小屋はつい先だってまで、戦後数年間昭和確か27、8年頃までは稼動していたと記憶にあります。ですから、この水がなくなれば南小倉はもう死滅してしまうというようなふうに検討の皆さん方からは理解して頂きたいと思います。ですから、これについて、この案についてですね今度は私達の方から検討委員会の方へちょっとお尋ねする訳ですが、一つには南小倉の住民の雑用水組合、居住している方の生活権、そういうことをお考えになりましたかどうか、いま一つは、黒沢川の水の流水、いわゆる生態系の観点ですか、これについてのね、生態系保護法についての考えはどうですか。二点についてお尋ねしたいと思いますが。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。その他副組合長補足何かありましたら。はい、どうぞ。

土地改良区関係者 副組合長

そうですね。前回一度出席をさせて頂いて、ご意見を申し上げておるわけですが、あの、委員の皆さんにご理解を願いたいことはですね、47年度に表流水水を4,800m³/日を三郷村へ譲渡するについてですね、その地域の水不足を解消出来るということで、あの4,800m³/日を、日量、三郷村へ土地改良が取水したものを分けて譲渡したわけではありますが、これが、大変に過少、今の砂防堰堤では、過少能力であったと、それからその中信平からの補給水で、水不足を解消するというので、補給水で補給をしておるわけではありますが、とてもじゃないがこれでは水不足が解消されることなく、水をめぐる内紛は、内輪もめですね、地域の内輪もめは絶えることなく続いてしまったというのが、現状でありまして、今度こそ、今度こそ本当に73万m³のダムをこしらえる、造ることによってですね、地域の水不足は三郷村へ4,800m³/日プラス1,000m³/日を取水しても尚且つ日常代掻き時に17,600m³それから常時で13,200m³が2ヶ月間濁水が続いても、大丈夫だということで地元では承諾をしたわけではありますが、是非ご理解を願いたいのは、水不足は今現在でも、南小倉は続いているという事をご理解を願いたい。それとですね、47年度の協定の時に、その生活用水に使っている今でも、生活用水に使っている日常約1,200m³くらいなのが、2本の河川、上の段の集落と下の段の集落に、2本の河川がある訳ですが、ここへ1,200m³が分水して分かれておるわけですが、これはあの、雑用水という位置付け法的には雑用水でしょうが、今現在なお、生活用水に使っておるわけでありまして、これに梓川村左岸の水を混合をすることは、47年度にも協定にも結ばれておりますが、絶対その混合はしないとの約束の中で、47年度に協定をしてございます。従いまして、水が不足すればその分左岸から上げてですね、それに対して、その水不足を解消すればいいじゃないかというようなお考えがあろうかと、意見もあったというような事も聞きますので、それは全く筋違いの話でありまして、絶対混合しないということの約束でありますので、これは生活用水で使っておりますので梓川村の水と混合されては私どもでは生活用水に使っておりますので、絶対そういうことがあっては困るという事を申し上げて一言申し上げます。ご意見と致します。

高橋部会長

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。それでは、今、両組合の組合長さん、副組合長さんからご意見頂きましたけれども、委員の皆さんから、何かお尋ねしたいということがありましたらお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

中村特別委員

ただ今のお話で絶対混合しては困るというようなお話がございましたが、混合しては困るとおっしゃったのは南小倉の方々のご意見ですか、それとも左岸土地改良区の方のお話でし

ようか、どちらでしょうか。

高橋部会長

どうぞ。

土地改良区関係者

今、土地改良区の中村委員さんのご質問はその水を混合してはならないということについては、二種類をもっているわけです。一つには中信平のこれは水田に利用する水系とですね、それから全く別の河川になっております生活用水の河川が二種類ございまして、一つは中信平の方はポンプでパイプラインになっておりましてそれでパイプラインで水田にはこれはあの、土地改良の利水委員長さんからもその辺はご説明をしてもらえばいいことなんですけれども、パイプラインで布設をしてありますし、これは中信平の水を全面的に使っております。その生活用水に対して混合してもらっては困るということでありまして、生活用水というのは管渠で、河川二つの部落に二本の河川が通っておりますが、そこに今黒沢水系から取水をしまして、日常 1,200m³/日の水を確保していますが、そこへ中信平の水を混合してもらっては困ると、こういうことでございます。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

中村特別委員

ということは、二つの水質が違うということで、南小倉の、そこに住んでおられる方々が一緒にしては困る。あくまで、黒沢の川の水を使いたい。そういう事をおっしゃっているわけですね。

土地改良区関係者

そうです。これは副総代の先程組合長さんも申し上げたとおり、江戸時代もしくはそれ、さらにはそれ以上の歴史を持っている河川でありまして、これは生活用水に使っている水でありますので、混合をしますと水質が変わってしまうということがあるものですから絶対混合して頂いては困るとこういうことでございます。そういうふうにご理解を願いたいと。

高橋部会長

その他、はい、久保田委員

久保田特別委員

久保田でございます。前回来ていただきまして今日お聞きしたお話も全部私ども承知しております。それで、審議を進めてきたわけでございますが、私どもの力不足でこのような状態になっている事に対しまして私達本当に、申し訳なく思っております。また、今回ご足

労願ったとこういう事で本当に申し訳なく思っております。それで、ただ今のお話の中で、お金の話が全然出なかったのですが前回のこの部会で、いわゆるその南小倉地区の農業用水を中信平から供給するということに対して、40何億のお金がかかるとそういう話が出てます。それでそれはいわゆる受益者負担という事で南小倉の人達が全部その出さなきゃいけないとそういう話も出ているわけです。それであと、私心配しているのはいわゆる中信平に仮定の話でございますが、入った場合の加入金ですが、これも相当な額になるというお話を聞いているわけですが、そこら辺については、これは仮定の話でございますけれども、どのようなお考えがあるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

南小倉水利組合長 中田

お金の問題につきましては今まで、具体的な検討といえますか、説明の中でもあまり聞いておりませんので、黒沢の水利組合とそれから中信平の左岸の改良区の関係、これは南小倉の土地改良区が合併して左岸に合併して今一本化されておりますけれども、実はその運用につきましては地元にはほぼ一任された状態で運用されております。ですから、お金の問題については、左岸の事務局さんの方では、どういう具合に検討されているかわかりませんが、我々の水利組合の方では今のところ、そういう費用の問題についてはあまりお聞きしておりません。ですから、我々もその費用についての考え方は今のところありませんけれども、久保田委員さんのおっしゃられました、例えば受益者負担で云々という事になると、南小倉の土地改良区としてはとても、そんな負担が出来る状態じゃない。現状申し上げますと確か前回申し上げましたけれども南小倉黒沢の水を三郷の上水道に分水してその不足分は、中信平からポンプアップして上げているという説明しましたけれども、その費用負担についても、全部村の方で電気代をみて頂いていると、それから先程松岡副組合長がいらっしゃいました農業用水に対する水掛といいますか、これは全部パイプラインで布設してありまして、そこで行っています。これは、もう20年以上前だと思いますけれども、そこからスタートして、県の補助も頂いたり、それからこれについては地元の負担もありましたけれども、それらの問題についてはもう全て解消されておりますので、現在ではもう南小倉は水に対しては、受益者負担或いは組合での負担が少しでもあれば、これはあのとても負担出来る状態ではない。それで、もともと水を分水するについては上水道に分水するについては先程言いましたように村との協定の中で費用負担は全て村がみてくれるということで同意している内容ですのでいまさらそういう受益者負担云々という問題が出たらこれは、益々内部紛糾のもとになると考えています。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。はい、どうぞ。

青木特別委員

青木です。あまり認識がなくて質問するのですが、雑用水の方の事で、冬中雑用水というのは流れているのでしょうか。私達、私は、上長尾ですが、全てこれは堰なものの

ですから冬場は止められてしまうというか、無くなってしまうということもあるのですが、南小倉の場合は冬中ずっと雑用水は流れていると冬中もずっとだと、そういうような事でしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

土地改良区関係者

雑用水の方からお答えします。南小倉の場合四季を通じて流れています。特に冬は、水は必要です。これはやはり南小倉の住民は黒沢川の水が好きで、必要でここに居住していたわけですから、これがないとやはり、ここには住んでおられません。だから、四季を通じ特に冬なんかは必要です。以上です。

高橋部会長

よろしいですか。その他、はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

宮澤です。先程の、加入金ですか、この話にちょっと戻りますが、その前に先程、生活系生態系を提案されたわけですが先程久保田委員さんも言われます様に、大変迷惑をかけている、私、この協定書再度を読んでいるわけですが、そういう思いであります。なお、その加入金であります、これについては私から軽々に、改良区に所属しておりますので、申し上げるわけにはまいりませんので部会長さんの方から、また調査を頂ければよろしいかと思えます。それからまた現在頭首工の工事といいますか調査を進めておりますが、先般の、右岸も入りました総会の折に、概略が発表されました。これによりますと総工費が、総会の折に発表したからいいと思えますが 200 億という事で 75%ですか、国の補助頂く訳ですが、この他にやはり組合員負担というのが生じて参りまして、これは 10a あたり 7 万とか最低でも 7 万或いは 10 万とかいう計算上はそういう数字が出て参りますから、それらを含めて、確認を頂いたほうがよろしいかと思えます。従ってあの加入金プラスいろいろまあ出てくる事を私申し上げている訳ですが、非常に難しい面があるという事だけは事実でございます。改良区の立場からちょっと知っている範囲で申し上げておきます。

高橋部会長

はい、その他ございますか。ございませんか。はい、どうぞ。

丸山特別委員

南小倉の皆さん方には本当に度々おいで頂きまして誠にありがとうございます。三郷村と致しましては水源を南小倉の土地、黒沢川に求めたというのは、これは先人のその思いがあるわけでありまして、北アルプスから流れ出るそのおいしい表流水を供給したいというまあ、

思いで当時その水利権を持っている黒沢水利組合ですか、土地改良区にお願いして分けて貰ったというふうに聞いております。当初はある程度それでまかなっていたようですけども人口が増えるにつけ、足らん分については井戸水に対応するという事で井戸を掘った経緯がありますけれども、今のところ黒沢川の水をかなり使わせて頂いている訳でございます、そう言う意味で南小倉の皆さん方にはお礼申し上げるわけでございますけれども、村の思いとしましてはやはり、先人が残してくれたおいしい北アルプスから流れ出るおいしい表流水を供給したいということで、今でも言って来ております。そんな中で、皆さん方の水利権があるわけでそれをどうしようかということが課題であって今まで来たわけで、いろいろ検討する中で先だっってそういうお話に参ったと思っておりますけれども、私どももその水利権をその変えるという話になると大変だということで、以前からそこまで踏みこまずにその水の分けて頂くというようなことでやって来た経緯があります。ところが水利権を与える絶対量が4,100m³/日ということになるとどうにもならないというような事で私どもも苦慮している訳ですけども、南小倉の土地改良区といたしては先程のお話のとおりやはり、自分のところで使ったのをよそへまわして、それで、また新たに下から持ってくる事になるとそれは住民感情から言っても、その地域の文化から言っても大変なことだというように思っております。ですから私どもは、先人がその黒沢の水を分けて頂くという時の条件というか話合いの中で将来的に大きなダムを造って、いざという時にも不足しないように飲料水も、それから農業用水もそこから賄えるようにするというような事でやってきたと思っております。ここへ来て脱ダムとこういう状況になっておりますけれども、村と致しましても先だってもいろいろと検討してみたのですけれども、その新しく水を開発する場合の費用というものを先だっっての財政ワーキングのお話を若干聞きまして村で計算しますと9,600m³/日下から取るとということになると100年単位では、50億プラス相当な金額だと思っておりますけれども、当面の金としてやっぱり30億くらいは必要じゃないかなと思っております。そういうことになると今の料金収入がやっぱり年間だいたい3億くらいですので10年間倍にして賄えるというような感じになるかと思うわけでいろいろあの案を聞きましたけれども私の立場としてはやはり南小倉の皆さん方が言われるのも分かりますし、さりとてよそからまわすということになると大変だということになれば、最終的にはやはり黒沢川の水を溜めてそれを農業用水それから飲料水に使えるようなかたちにもって行って頂かないと困るのじゃないかなというふうに思っております。南小倉の皆さん方のご意見を聞いて更にそんな思いを深くしたところでございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。その他ございますか。はい、どうぞ。

二木特別委員

二木です。大変ご苦労様でございます。この前もいろいろお話した中で、黒沢の水が大事だという事は我々も認識をしているわけですが、梓川土地改良区で、左岸の水を頂けることを前提でこの案が出てきたと思うのですけれども、今、ちょっと分からない点がひとつある

のです。例えば新規に梓川土地改良区要するに梓川の水を頂くということになると土地改良区の負担が、かかるわけです南小倉に。それは村でもって負担するとかなんとかなんとか言うが、実際にそんなに負担しきれない問題じゃないと思うのですが。その辺はつきりね皆さんの意見をお聞きしたいのですが。

高橋部会長

はい、どうぞ。

南小倉水利組合長 中田

先ほども宮澤委員さんのちょっと関連があると思うのですが、南小倉の黒沢水利組合としましては現状よりいろいろな費用負担その他が発生するという事案が出れば、全てこれはあの組合員の総意をまとめる事が出来ないという具合にとらまえております。実は去年だったのですが、改善地区というのが南小倉にありまして従来からの田んぼとそれから改善した田んぼがあるのですが、実は改善の方は改良事業のパイプラインを引く時の費用負担というのが改善はしてなかった面がありまして、それを新たに去年の12月までに、費用負担を願った経過がございます。その時でも非常に、その改善された方の説得に苦労しましてようやく100%納入でおさまりましたけれども、少しのお金であってもやはり現状より負担をして頂くという事になれば、非常に大きな抵抗といいますが、反対が出るというのが実情でありまして。ましてやこの水を、水に絡んだ内容で受益者負担云々ということが出れば、もうすごい内容で反発が出るという具合にとらまえております。以上。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。はい、植松さんどうぞ。

植松特別委員

はい、今日の先程の説明の中で農業用水が他から持ってくることは受け入れられないという、その理由をいくつか言って頂きました。大変わかりやすく、南小倉の方から黒沢の思い入れが非常に深いということもお話聞いてわかりました。そういった理由の中で、ひとつ思い入れが深いということが非常な理由のひとつで、文化生活が壊滅状態になってしまうと、そういった歴史とか情的な部分が多いのですが、具体的な理由言いますと、ご説明の中では、農業用水だけでなく生活用水にも利用している、あるいは総量確保だけでは対処出来ない、実を言いますと私具体的にその辺がよく分からないのです。ただ具体的に分かった冬はどうなるのかという事と、あとは協定で決まっているとそういった事だけだということなのです。具体的にどうなのかということ。逆に言うと、問題が解決できればいいということにならないかということなのです。要は先程言った受益者負担の問題です。左岸から引くとなったら皆さんの負担金があるのじゃないか、加入金があるんじゃないかとか、そういった問題が解決できればそれを県なり他の方でとるとか、いろんな具体的な問題が解決できれば逆にいいのじゃないかと、ただそこの中で非常に皆さんの思い入れがあるという事が私ひ

っかかってまして、そのために皆さん南小倉で生きているわけですし、文化があるわけですから、それが黒沢と言う文化が大事にしくちゃいけないのですけれども黒沢の水は三郷村皆のものであり、もっといえばこの流域市町村全部のものであり。こういった大きなもっと視点で考えて頂いて、皆さんの具体的な問題を、検討委員や県や皆で考えてなんとか解決する方法があればいいと思うのですけれども、具体的に本当に困って何なのか、それである昭和47年の協定ということをしきりに仰いますけれども、その協定の内容の事で、協定である混合してはまずいということであって、その混合のなぜまずいというのが水質が悪くなる、水質をよくする技術的な方法ができればいいのかどうかと、そのようなところ、中田さんでも降幡さんでもいいのですけど、ちょっと具体的に本当に困っていることお聞きしたいのですけれども。またそういう今いった事解決できればいいのかどうか。

高橋部会長

はい、お願いします。

土地改良区関係者

お答えします。急にそのような事いわれて数字的に云々と言われても大変困惑しているわけですが、特に冬季の場合に冬の場合、この時の流水というものはやはり、この南小倉というところは三郷村の人でも特に海拔の関係ですか、気流の関係ですか積雪が多いわけですね。そしてその積雪が多いが為にそれに流水というものは一定水量流れてないと困る。それは、災難とかあるいはその他の事を考える、待つわけじゃないですけど、例えばひとつに例を取ってみますと近年も南小倉に火災がありました。ありましたけれども消防車が出動して現地へ到着するまでに初調黒沢の流水でもって所謂、近所の方々のバケツリレーですね、初期消火によって、大事に至らなかったという事が多々あります。これは、南小倉の火災なんかは殆ど、人が流水によって消火栓じゃなくて流水によって鎮火しています。なぜならば消火栓というのは一応ありますけれども名のみでもって水圧がないです。平たん部の一市場とか或いは中萱とかになるとかなりの水圧はあるだろうと想定しますが、南小倉の場合は貯水槽からの関係で水圧が非常に少ないです。その場合なんかは特に所期消火はこれ全部殆どの人達が、これは田舎の近隣の輪というのですか、法被がなくても初期消火には努めるというようなことです。それである今森山の西に貯水地があります。あれは村の教育委員会の使用ですか、関係でもって冬季間はスケート場になっているようですが、そのスケート場の水の補給にもやはり、これは流水がないとスケート場のコートですかあれが保てませんので、どうしても、それ以外に生活には欠かせないものです。以上です。

高橋部会長

その他ございますか。はい、どうぞ。

務台特別委員

ご苦労さまです。私も南小倉の水田農家の方から直接聞いた話で、今中田組合長さんや松

岡さん三村さんの話で全くそのとおりで、この今まで水利権があって水田を作っていると、これを今回のように、水利権を一切なくしてそして中信平の水をその水田に利用する、それは絶対あいならんと。われわれはその水利権としてこの今まで水田を使い、そして南小倉の生活も守ったと。こういうような事で、今お聞きした範囲で全くだめだという事でそれらを聞いております。それにもってきて、今日ここにも私出席させていますが、その検討委員のその三郷村の代表の皆さんでどうしてそんな事決めたと、こんな厳しい意見もありました。私もその時に、私は代表ではない。代表には村長さんも村議の皆さんもある、そちらが代表ならそういう話をしてください。これほど強く言われました。そんなことで中信平に転嫁ということは、農家の人として絶対にだめだということに聞いております。その辺だと思いますが。

高橋部会長

いいですか。はい、どうぞ。

土地改良区関係者

ちょっと南小倉の今までの雑用水組合とか、また今は中信平の第3工区に編入したいきさつとかちょっと申し上げて、植松さんのご質問に答えたいと思います。実は皆さんちょっと南小倉のあの小さい地区に雑用水組合また土地改良区という水に関係した団体が二つあるということはちょっとあの理解しにくい事だと思いますけれども、実は川、昔から川についた過程においては庭先を流れる水ということで使っておりましたけれども水田を持っている土地改良区のなんというか組合員の皆さんで川に面していない人もございます。それである黒沢の水を最初は田んぼを持っていた人が黒沢の水を大半を使っていたという事ですけれども、実は水路というのは管理が大事なことでございまして南小倉の水田というのは古い田んぼと新しく開田という事で食料不足のおりに水を分け合って田んぼのない人が田んぼを作って自家米というのですか。それを確保しなければいけないという経緯があって改善というのを十何町歩かやりました。全部の合計でまあ400町内外だと思います。そんなこともありましたのですけれども川にも小さい川と大きい川がありまして下堰なんかは小さい川だったものですから下堰という川に面している方々殆どこれあの雑用水としてあの生活用水として使っておりました。そんなようなことで雑用水組合と地元には土地改良区と水を使うあの、利用者が二つにそういう具合に区分されて、そういう事がひとつあります。それで、南小倉は最初は土地改良区という事で独自に事業進めて着ましたけれども途中から、あの中信平へ編入されておるわけです。それにはやっぱりいくつも理由がありますけれども、ひとつには村の上水ですね、飲み水これが不足、夏場ですけれども不足する事があって、上水のほうへ水をわけてやらなきゃいけないということがありまして、それには南小倉の田んぼの補給水として中信平から水を頂かなければ足りない分、頂かなければいけないという話合いのもとに、今補給水として中信平から水を分けて貰っている経過がひとつと、それからあの、土地改良区の会計は非常にまあ会計監査というのが大変な仕事になりまして、南小倉の衆みんな農家の衆でありますので、監査なんかということには大変わずらわしい事が多いという

事とそれから、水を上水に使うということになればこれ地元としても水流しっぱなしというわけにもいきませんしということでパイプラインの農業構造改善事業に取り組んだいきさつがありまして、それは現在パイプラインであの夏場2ヶ月か3ヶ月だと思えますけれども、補給水で水田の方はまかなってあるというのが現状です。それで、水田に使わない場合の黒沢の黒沢川の流水というのは上から流れてきても、上から全部ひいてしまうものですから、なんというか夏場だけ足りないという解釈でいいと思うのですけれども、その後何年に完成したかちょっと覚えていませんけれども、黒沢に委員の皆さんご存知だと思いますがダムがありますけど、造って頂いて相当水の問題は管理するのに楽になりました。そんないろいろないきさつからいって今計画されているダムはダム堰堤65mというように、ちょっと間違っているかも知れませんが、そういうふうにお聞きしていますけれども、なにもそんなに高いダムじゃなくてもダム底を下げて構築して頂ければ今の中信平の補給水でそして、水田用の水も農業用水も雑用水の問題も、とにかくダムをもう少し大きくして貰えれば何とか運用面でいいじゃないかと思えます。それで雑用水のほうから1年中いい水を流したいというお話もありましたけれども、実は改良区のパイプラインの貯水槽と、それから雑用水流す貯水槽とは同じ施設内にありますけれども、これは、補給水、中信平の補給水はひとつの水槽からパイプラインへすぐ流れ込むようになっている。それで、もうひとつの水槽には黒沢の水が常時流れてきておりまして、それが雑用水ということで、黒沢の水を使っているという事だもので実際に補給水として中信平から上げている水と黒沢の水とは混じることはありません。私は、今考えるに、大きなダムはいらないけれどももう少しちょっとダムを小さくしてもらえれば夏場なんかかなるのじゃないかなという感じなのです。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。ちょっと私の方でも、確認といえますか、お聞きしたいわけですが先般あの連合の山田様からお話でございまして、その梓川頭首工からの今の水利権というのは農業用水だという事で、もし雑用水が必要という事になると新たな水利権が必要ですよというお話でございまして、それは全くそのとおりだと思いますけれども、先程混合しては困るというお話でしたけれども、その頭首工のもし水を雑用水として使えないという事で確認、それはどういう、飲み水にも使います、雑用水でも飲み水に使っていますよという解釈でいいでしょうか。だから混合しては困るという事ですか。

土地改良区関係者

飲み水にも使っています。というのは私達農家ですもので、のどが乾いたとか、あるいは食器を洗うというときには、家まで、上がって行って蛇口から出た水を飲むかとそうじゃなくてもね、流水だったらね腹ばいになっても飲めますよ。開渠の水路だから、食器も洗いますし、漬物桶も洗います。全部これは生活用水ですから。ですから混合されては困る、それが実情です。以上です。

高橋部会長

はい、わかりました。はい、どうぞ。

南小倉水利組合長 中田

先程植松委員さんの質問とそれから、務台さんの発言頂きまして最初に務台委員さんの発言に対しまして非常に地元の実状をとらまえた内容であるという事で、水利組合として感謝申し上げたいと思います。実際に現在抱えている問題で、大きなのは務台委員さんの仰られるような内容、それから植松委員さんが質問されていました、困る問題としましては今の話に関連して水利権の問題で、それとやはり、今南小倉の住民の皆さんは先人達の守ってきた水は、我々も守らなくてはいけないという強い水に対する愛着心があります。先般もある組合の皆さんが、皆さんと言いますか、組合員の方が私の家に参りまして、とにかくその水利権の問題黒沢の水に関連した水利権の問題については、南小倉としても一回しっかりした守る体制を作らなければいけないというような意見を仰られた方がありました。これに対しまして現在この黒沢川の検討部会でいろいろ検討されているので、その状況を見ながら進めないと、今、ここでそういう組織を作ろうとしたってなかなかうまくいきませんので、もうちょっと待ってくださいという話をしましたけれども、そんなことを言う方もいます、それで現在我々の水利組合では、組合員が83名おりまして、水利組合の組合員が83名おります。そのうちで、先程から出ております、雑用水組合と黒沢の水利組合両方に加入している方が大半でありますので、実際には運用上では別れた運用をしておりますけれども、河川のメンテナンスとかそれかに水量の問題とか、そういう点で分かれた運用という事になりますが、その83名の皆さんの意向というのは先程務台委員さんの仰られた内容が殆どであろうという具合に思っております。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。はい、久保田委員。

久保田特別委員

先程雑用水組合の方から質問が二つ出ていたと思いますけど、これは後で部会長さんがお答えしてくれると思いますけれどもその前に、私今までのお話を聞いていて、先程詳細な説明を事務局から受けたというお話もあったわけですけれども、今聞いている限りお金の話はしてない、それとあと冬場の雑用水がなくなると感じているようですけれども、その雑用水を冬場供給できるか出来ないかは別として、法的に私は出来ないと思っているのですけれども、今までの案の中では冬場も1,200m³/日は補給するとそういう事になっているわけですね。それをどうして説明してないのですか。それとあと、私大事な事、ひとつたぶん説明してないと思うのですが、雑用水を、梓川の左岸から取る場合は所謂受益者、受益者というより被害者ですね。南小倉の雑用水組合が水利権を取るためにその申請をしなければいけないという話なのですね。そういう話を事務局からうけていますか。

土地改良区関係者

それは受けています。

久保田特別委員

受けていますか。それについては、とんでもないというお考えですよ。自分達の今まで水利権があってちゃんと雑用水きれいな水を確保できていたのに、人の家から貰うやつを自分達のいやな事を申請しなきゃいけないなんてことなのですからけれども、とんでもないという事でよろしいですよ。とても考えられる話じゃないと、はい。

土地改良区関係者

(全員うなずく)

高橋部会長

はい、宮下さん

宮下特別委員

宮下です。南小倉の皆さん大変ご苦労さまでございます。南小倉の皆さんの水に対する歴史的な事を、私も堰の事を研究した事があるので、皆さんの思い大変分かりますですけども、やはり水というものはですね、前回といいますか当初からこの部会でも出てまいりましたけれども、黒沢川の水は安曇野の共有財産であるという事が部会長の方からも話され皆さんも認識している訳なのですけれども、そういう意味でもって、水というのは空気と同じだろうと思います。水は人間が作り出すものではありませんのでやはりこれは地球全動植物の万有のものであろうというふうに私は考えるのですけれども、そういう中に於いて現在人口の増加、それから工業が発展してくるという事から工業用水とか、それから農業用水、人口が増加した事によって飲料水の増加というようなことが考えられるのですけども、そういう中に於いてですね、時代の流れと共に水と言うものは全人類の共有のものという考え方をしていかなければ、これからの国ま地球全体が駄目になってしまうというふうに考えますので、水は個人のものまたはある団体のものであるというような考え方は今後考え直していただいた方がよろしいかと思えますけれども、水は融通できるところは融通していただける形でもって、雑用水で飲用水に使わない部分の水であれば、中信平の左岸の水を使っていたとか、中信平の頭首工改修に対しても2百億円かかるという事でこれは70%近くが国の負担という事は、全国民の負担要するに水利権の無い人達の費用で持って賄っている訳なのです。そうした事を考えた場合に、水利権の無い人達もその水に対しては権利があるというふうに考えてもよろしいのじゃ無いかというふうに思いますので、水が融通仕合えるところは融通し合えるようなお考えは無いのかどうか、その辺少しお聞きしたいと思いますけれども。

土地改良区関係者

南小倉の者ですけども、今のご意見に対しましてですね、その解決するためにダムを造るということでした。共有の財産です確かに水は、ですからそれを有効に使うように、ダム

これが一番いいことです。それをやらなくて、こじつけるような方法でやるから無理が来る
こういう事でどうでしょうか。

宮下特別委員

そうですね。ダムをつくることも水を確保するためのひとつの手段だろうと思います。し
かし、中信平の水、梓川の水を利用する事も出来ますし、それから地下水も利用できるはず
ですので、その中においてダムを造ることによってやはり安全面だとかそれから自然破壊と
いう事に対する費用もかさんでいきますので、出来るだけ現在あるものを利用し、簡単にして
いいですが、出来るだけ、自然を破壊しないようなかたちそれから、安全面も考慮されたよ
うなかたちでの、水の確保も必要になってくるかと思えます。ダムは単なるひとつの手段だ
ろうと思います。という具合に考えますので我々としてはですねダムに寄らない考え方で持
って、その水が確保できないかという事を検討しております。ですから皆さん方の考えダム
が必要だという考えそういう手段もあるというお考えはお聞きしておきたいと思えますけ
れども。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。ちょっと時間もだいぶ遅くなりましたのですけれども、
はいどうぞ。あと最後でお願い致します。

田宮特別委員

田宮と申します。ご苦労様です。皆さん方の黒沢の水に対する歴史的な思いというの
のはよく分かるわけです。そういう事の思いがあればこそ今日まで黒沢の水が守られてきた、
そういう意味では水利権というのは非常に重いものがあるという事については重々に承知
をしているつもりなのですが、この協定書を読ませていただいたのですが、平成 15 年に再
協定となっています。だと思うのですが間違いないと思うのですけれども。そういう事にな
ると、来年所謂再協定の問題が出てくるとなります。その時に現状の状況の中でどう対応さ
れようとしているのかという事、についてひとつお聞きしたいと思うのです。それともう一
点は、私も参加させていただきましたけれども、南小倉のコミュニティーセンターで所謂その
ダム建設の時の、その時の説明が 150 億という説明が皆さん方もお聞きしたと思うのです。
それに対して村負担が 3%、約 3% そういう説明を村民にされてきている訳です。そのこと
は皆さん方もご存知だと思うのですが、しかしこれ私まだ、正確に議題として取り上げるべ
きではないと認識していますが、新聞紙上で報道されてもいますので、皆さん方もご存知だ
と思うのですが、所謂財政ワーキングの方からの報告では、ダム有りで 177 億という、これ
は不確定要素はあります、それから正式議題で論議をした訳では有りませんので、そのこと
を前提として承知をしていただきたいのですが、それに対して村の負担が 37 億と、いう事
も報道されている訳です。そうすると当初の村民説明との大きな開きがある。こういう状況
の元でダム建設に対する皆さんの期待というのが、やはりどうお考えになっておられるのか。
この辺もお聞きをしたいなと、今後の考えの中で参考にしていく必要があるのじゃないかと

思います。以上です。

土地改良区関係者

ただ今のご質問に対してですけれども、協定の問題につきましてはね、具体的にどうこうというのは役員でもしてありませんが、期限がくれば継続というのが大方の希望になると思います。それからあの費用の問題で財政ワーキングの170億ですか、これと当初のギャップと、この辺の問題は、あの黒沢の水利組合としては、そう大きくは検討している内容ではございませんので、むしろ村の方でどんな考えを持っているかというような事を聞きながら我々対応するという事ですから、先程久保田さんも盛んに言っておられましたけれども、受益者負担で我々にかかってくる費用が発生するは、これは大問題でこれはすぐ検討しますが、大きな大枠の中での検討は我々のレベルではなかなか出来ないという事でございますので、ご理解いただきたいとこう思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

丸山特別委員

先程来出ておりますけれども、私のところにも、前回の財政ワーキングの概略の数字が出たという段階で、いろんな人から村民の中からお話があります。というのはひとつはダムを造ると当時の金で先程田宮さん言われたように150億かかると。ダムが無ければ殆どかからないんじゃないかという住民の意識なのです。ところが財政ワーキング100年単位ですけれども、100年単位で170億近く両方ともかかる訳です。その負担割合は当初の建設については3%という事で、150億の3%でいけるがその後の数字が入ってくると村の費用はかなり嵩んで来る。それはこれからの維持費ですからしょうがないと思う。それからダム無しの場合、やっぱり170億近くかかる訳で、それで住民感情としては、ダムを作って大きなお金を税金を無駄遣いするのじゃないかと今まで言われて来た。ダムがなければ殆どお金はかからないのじゃないかという発想できたのが同じ金かかるという。しかもその中で村の負担が100年単位ですけれども、4,100m³/日を黒沢川から取って、足りないのを生みだすのに村の金としては約50億、その水道で50億ですね、それから転換、梓川土地改良区に水を転換するのに農業者の負担が約40億位かかるというような膨大な数字出てきたのです。それで私も具体的に村で全量をダム無しで下から取った場合いくらかかるのかちょっと計算させたのです。そうすると平成22年までに、事業をやるということで仮定していきますと、約24億円位かかるのじゃないかという数字です。それでそれを今の料金体系から見っていきますと、三郷村の水道の利用収入というのは約3億プラス若干というところですから、20億を貯めるにはやく7.8年かかると言う事ですね、今の料金を倍にして、持って行って7.8年かかると言うことですから、具体的にいくらにしたらやっていけるのかという話をしましたら、今の料金を90%くらい上げないと駄目じゃないかという数字が出ました。ちなみに現在は、基本料金が3,200円、それから超過料金が10立方153円、それを改定しますと6,000円の290

円になりまして、標準家庭の料金でいきますと、現行が 6,792 円が改定すると 12,960 円かかるという事でございます。これに 100 年単位で計算していく維持費がかかるという事で、そんなお金がかかるのは最初のその話とは全然違うんじゃないかと、税金を無駄遣いすると言ったのは逆の話じゃ無いかというようなご意見まででているのと、住民感情として、水道料金を倍にするというのは、とんでもない話たというようなお叱りをいただいているのです。そんな中で私考えているのはやはり、今まで先人が、南小倉の流れている黒沢を有効利用するという事でやって来た、そういったのには感謝するのですが、ここでやはり三郷村の正式なものにすると言う事になると、かなり問題あるという事で、どちらにしてもこれ大変な事になってしまったとこういうふうに思っているところです。しかしそう言う意味では先程その、これで黒沢川からの水道の水が取れないと言う事になった場合どうするのだというお話ありましたけれども、この事についてはまた南小倉の皆さん方ともご相談申し上げなければいけないのですが、当面の方法は考えていかなければいけないのですけれども、いろいろ村民の皆さんの意見を聴いているところではやはり、これはダムを造ってやっていってもらうしか無いのじゃないかというようなこと言われております。先程二村さん言われたように、そう言う意味で地球環境に負荷を与えないということになれば、出来るだけダムの規模を見直して小さくしてやったらどうかというようなご意見もいただいております。そんなところが今の住民感情ですのでお伝えしておきます。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。私の方で、確認をしたい訳ですけれども、雑用水の水利権ってのは、慣行水利権だと思いますけど、ですからしたがって量は決めてないという形になっているはずですが、その現在の量ってのは、組合独自で把握しているのでしょうか。そういうことが過去にやっ事あるのでしょうか。それで実態っていいいますか現状はどのくらい冬場雑用水として使っているかっていう量の把握ってのが何かわかるのでしょうか。

土地改良区関係者

お答えします。雑用水組合としてはね、0.01m³/s 所謂 1,200m³/日ですね。それが流れているようなことでなければいけない協定となっております。それを死守しています。

高橋部会長

この数値が実測といいいますか。実測ではないわけですか。実測ですか。0.09、0.012 ね。それでいいわけですね。実測ですね。はい、ありがとうございます。当初 40 分くらいという話ございましたけれども、少し時間が長くなっちゃって申し訳ないと思っておりますけれども、両組合の役員さんには大変お忙しいところありがとうございました。貴重なご意見頂きまして。私もこれからの審議に参考にしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

久保田特別委員

待ってください。質問に答えないのでか。

高橋部会長

何か質問ありました。今出来ます。

久保田特別委員

部会が答えなくてはいけないのですよ。

高橋部会長

そうか。聞こえないんだこれ。幹事にしろということですか。南小倉が雑用水として使っているが、住民の生活権をどう考えているかということですか。

久保田特別委員

これについて部会に質問あったのですから、部会の代表として部会長がお答えしなくてはおかしいじゃないですかと言う事を言っているのです。

高橋部会長

部会長がですか。

久保田特別委員

部会に聞いているわけだから。もう一回雑用水の方質問繰り返されたらどうですか。

土地改良区関係者

では、再度お尋ねします。この案についてはね、南小倉の住民の方の方々の生活権についてはどのようにお考えでこういう案を提示したか、今一つはね、黒沢川の流水これについては生態系の保護の為にね、どう言うお考えだったかこの二点について当初お尋ねした訳です。これについて二点お答え願いたいと、以上です。

高橋部会長

部会長が答弁すべきかどうかこれはその為の審議を検討している訳ですから、私個人という考え方でよろしいでしょうか。当然水の問題ですから、住民の生活権てのは、再優先で審議しております。それだけご理解して頂きたいと思います。それから生態系については、これは私ども維持流量ゼロにするという話が出まして、大きくマスコミも取り上げております。これについては、ご理解いただきたい事は、三郷村のできるだけ生活用水量を黒沢から求めたいという観点で、4,100 と。これ 4,100 という数字はダムを計画した時点に十年に 1 回の最低の湧水量これを出したもののなのです。十年に 1 回あるであろうというのが 4,100m³/日なのです。したがってこの量をできるだけ雑用水、上水道に使うために出来るだけ維持流量をゼロにしてそれ全部水利権取れないでしょうかと、そういう発想なのです。な

んでかと申しますとご存知のように、尻無し川と言われるように維持流量現実として流れてないんじゃないでしょうかと、こういうご意見がありました。したがって川の特性上から、維持流量は今のまんまでいいのじゃないだろうか。その言葉ですけれども、現状維持という言葉を使うかという話もできましたけれども出来るだけ三郷村の水道水を考える時に、出来るだけの権利を欲しいという発想から出たものです。しかし、先般の委員会の中で、現状の情勢からゼロというのは、権利を与える国が無理でしょうという話になりました。したがって前回の部会では、現状っていいですか、これから審議をしますけれども、一応ダムを計画した時点の4,100に対する維持流量は2,300という事でこれからまあ審議をしていきたいと、こんなように思います。よろしいですか。よろしいですか。これで、両組合長さんからのご意見は終わらせて頂きます。ほんとにご苦労さまでした。

じゃあここで10分間、35分まで休憩いたします。

< 休 憩 >

事務局（治水・利水検討室長）

それでは休憩を終わりにして、議会を始めます。

高橋部会長

会議を再開したいと思いますけれども、まず確認としましては、一つ目として河川の維持流量、2番目としては農業用水の水利権の調整について、3つ目の県の指針についてという形で審議を進めていきたいと思っております。まず一番の河川維持流量についてですけれども、まず確認をしたいですけれども維持流量は現時点では約2,300m³/日、これは先ほどの議題にもありましたけれども、部会としてはできるだけ維持流量を確保して流水に利用していきたいと、従って維持流量ゼロということになります。それから河川管理者については維持流量ゼロの許可については困難との意見がありました。それからそれに対して前回委員会では先ほど私も言いましたように下流が尻無しであるという黒沢川の特性を考えて現状維持というような形をできればとっていただきたいという意見もございます。現在は指針をいような補足が成されていないという状況でございます。これについては県に調査を行ってもらってですね、現状把握をして提示したいとこんなふうに私は思っております。それで湯水期の2月頃になるかと思っておりますけれども最低湯水量の地点の南黒沢合流点周辺でありますけれども、そこでの現状の把握をまず5ヶ月で、それを維持流量にしたかどうかということでございますけれども、こんな形で進んでいきたいと思っておりますけれども皆さんからご意見をいただきたいと思っております。4,100m³/日という数字はですね、この中の計画で決められたものでありまして、今これを確保というか量的な事ができませんので、一応県で示している流量確保の4,100m³/日というのを基準に維持流量を2,300、残りの1,800を農業用水と用水飲料水とに供給すると、この再分配を部会では委員の方々からいろいろ厳しいご意見をいただいているところがございますので、これはなかなか部会では具体的な解決はないと思っておりますので、これはやはり幹事さんもいることとございますし、関係課所ですと、十分な調整をとって

ただきながら対応するという路線だろうと、どうでしょうか、その辺ご意見ございましたら、はい。

宮下特別委員

私はやはり現状維持という形で今の案でよろしいかと思しますので、それで洞合川ですか、南黒沢の合流点、あそこの維持流量が数量的に変わっていなければそれを元にやればそれでよろしいかというふうに思います。

高橋部会長

この辺で幹事にお聞きしますけれども、もう12月になりますけれども今年でもいいですし、そういう実施を加えた中でいただけるでしょうか、もし部会でそういうふうに皆さんが決められた場合にですね、できれば6ヶ月位データを取っていただいて、量が少ないので大変だとは思いますが、その辺はどうですかやっていますか。

幹事（豊科建設事務所）

委員会の方からそういう指示をいただければ実施をしたいと思います。

高橋部会長

はい、分かりました。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今のことですけれども流量の確定はいいですけれども、他の場所の時にも測定しただけで国土交通省ですか、維持流量とその維持流量と同じになるわけですか。この部会ではそういうことにしようということでもし万が一でもそれは無理だったらどうなるのですか。

幹事（豊科建設事務所）

流量の確定については単年度だけではおそらく固定できないと思います。

高橋部会長

おそらく目安で、この4,100というのが正しいかどうかまず検証、多ければ非常にありがたいですけれども。私は2,300でもおそらくないだろうと思うのですが、現状維持されるという場合にはどの位流れている量がありますけれどね、それでいいじゃないですかという発想なのです。許可をしてもらうのでは無しに。

久保田特別委員

私も部長さんのおっしゃられる事は分かりますけれども、県の検討委員会からの投げ掛けられ方が、やはり河川法に抵触しないのだとそれを再度言っているわけですから、河川法の基準からいけば今までの数字より高いわけですね、ですからそれって言う話は私もな

いのじゃないかと思うのですけれども。そこら辺幹事の方で自信をも持って出ると、そういう話ならいいのですが今までの中ではそうじゃないものですからそこ何か状況が変わってとれそうかどうかというあたりをご質問致します。

高橋部会長

県の河川課さんどうでしょう。はいどうぞ。

幹事（河川課）

維持流量の 2,300m³/日の根拠につきましては、この部会で説明したとおり、魚の生息状況から決まっております。県としましては、基準によって 2,300m³/日というのを決めているのですけれども、これはその基準に則ってみれば、これだけないと魚の生息に好ましくないという量ですので現状が魚が生息しているからといってこの量を下回っていいという考えではなくて、河川環境の観点から、河川管理者としてはこの量を確保したいと考えております。ですがこの量につきましては実際の黒沢の魚の状況や、地域の状況をみまして学識の経験者の意見を聴取する中で、具体的な量を決定していきたいと考えております。

高橋部会長

ちょっとよく分からない。はい。よく分からない。いいですよ。イエスかノーかで

幹事（河川課）

量につきましては前回説明したとおり、河川環境上から決まっています。これについては今も同じように考えていまして、河川環境上この量が好ましいとなっておりますので、この量を下回ってもいいということではなく、河川環境の観点から考えるとこの量を確保したいと考えています。ですが実際に 2,300m³/日がいいのかということは、川の特性もありますし、この川に実際に住んでいる魚等もありますのでそういったものを調査したり学識者の詳しい意見を聞く中で実際の量を決定していきたいという考えです。

高橋部会長

要約しますと河川法上の精神からは好ましくないけれども、現状がそうであればそれもいいと。言葉が悪いのかな、最後のほうは。

○河川課

現状維持ということではなく、河川環境上の適正な量を調査したり、学識者の意見を聞くなどして決めて行きたいということです。

○高橋部会長

はい、わかりました。それでいいですか。そういうご意見を入れて、それが適性であると言えば認めますよという解釈すればいいですね。はい。よく川をご存知の方に私のほうでお聞きしたいのですが。今の黒沢川の周辺の川の量というのがどのくらい、実際にあるかというのは分かりませんか。だれかそのカンでもいいのですが。それがその 2,300 より多いの

か少ないのかというめどが立ちますかね。だれか知っている方いませんか。今、2,300 より多いのじゃないかという気が、この前ちょっと見させていただいた時はそんな目で見てきたんですが。橋のところで見たときは。どうでしょう。

久保田特別委員

今は水がある時ですからね。ですからこれからも冬場になれば多分ゼロに近いのですよ。

高橋部会長

それはそれとして。その他ご意見頂けますかね。はい、どうぞ

久保田特別委員

維持流量の話はそれでいいのですけれども、あともう1点雑用水の話ですね。

高橋部会長

それは次の農業用水のほうへ

久保田特別委員

そうですか。維持流量は結構です。

高橋部会長

維持流量は基本的には4,100を2,300という数字と1,800という数字に分けてねという事だけは確認して頂きたい。

久保田特別委員

結構だと思います、私は。

高橋部会長

これは、数字で言うしかないという事で。ただし条件としては実態を把握して欲しい。その現状を守っていかうじゃないかと。ですから増える可能性もあるし減る可能性もあるでしょうけどもということですがよろしいですか。じゃそういう事で確認させていただきます。次に農業用水についてでございますけれども、前回までの審議の中では中信平の農業用水の水利権についてのご意見を頂くという事で関係土地改良区からの説明をお聞き致しました。まだあの連合のほうの山田様からの説明を頂きましたけれども、要点は3つございました。まず一つとしては中信平の農業用水は農林水産大臣が国土交通大臣から水利権を許可されており、土地改良区はその用水を取水管理をしている組織である。委託というような言葉使ったように聞こえましたけれども。それから二つ目としては水利権は農業用水のみであり、雑用水は取水していない。三つめでございますけれども、新たな受益地に用水を配分する際に既存の施設利用は構造的には可能と思われるが、水利権は当事者が国土交通大臣から取得した

上で組合の同意を得た時に出来るものと思われる。こういうまあ三点の要点が説明があったかと思えますけれども、今日南小倉の用水組合からご意見をたくさん頂きました。これらを前回の連合との話もお聞きしながら審議をして頂きたいわけでございますけれども、今日の話はやはり想像した以上に厳しいものだなと私も思っております。そうは言っても、厳しい厳しいで前進しないわけにも行きませんので、皆さんのそれぞれの感触を得ながら、しからばどうすればよいかということになると思っておりますけれども、この辺についてご意見を願いたいと思います。はい、どうぞ。

丸山特別委員

水利権の問題についてはですね私もいろんな方からお聞きするのですが、新たに水利権を取るということは先ほどの国土交通大臣、農林水産大臣との調整という事もあって、不可能に近いじゃないかというお答えを聞いております。その中で新たにその南小倉に上げるということになると、その分増やさなくてはいけないということですから、この水利権、この変更というのは不可能じゃないかなと私は思っております。先ほどの南小倉の皆さん方のご意見聞いてもこちらの水があるのによそから持ってくるというのは住民感情からいってもそうですし、黒沢の水歴史的な経過もあってそれを手放すということはなかなか出来ないのじゃないかと思うのですね。ですから水利権の調整というようなことはまず不可能じゃないかなと最近思っているのです。そういったことになるとこれはもう最初から見なおさなければ、やっぱり今までの考え方ではいけないのじゃないかというふうに思っておりますし、住民の中からもそういう意見をかなり頂いております。

高橋部会長

はい、その他。はい、どうぞ。

植松特別委員

今、丸山委員そういうふうに仰いましたけれどもね、その今まで県から配られている資料の中でも水利権に対しては、慣行水利権を、見直していこうとか、そういった農水省の方針も出ていますし、厚生省の平成 11 年の通達もいわゆる水源の見直しという事でしているわけです。水利権を変えていくというふうに今時代の流れがなっているわけです。それをですね、やはり不可能という事でやってしまうのか、それとも今世の中の体制は水利権というものを見直せということである中で後ろ向きにやっていくのか、これは私この委員会やはり前向きに水利権だって前回の話では中信左岸の方では 40%位が今使っていない、そんなような表現されたんですけど、使われていない水って非常にたくさんあるわけです。水利権を持っていても実際には行使していない方が、その方でも黙って今持っているということですから、そういった現状をですねやはり江戸時代、明治までの水利権の事を考えるんじゃなくてこれからどういうふうにしていくかということを考えないと私は、この議論は進まないと解決しない。もうひとつは先ほどから丸山委員は住民感情はという事で言っていますけれどもね、住民感情はダムを造ったほうがいいといいますけれども、それは丸山委員が村長である、そ

の村長に対する一部の意見を聞いているだけであって住民感情というものじゃないです。住民というのは三郷村 1 万 8,000 人なのですよ。だからそれを私履き違えていただいと困ると、住民という言葉は村長の耳に入ってくるだけが住民ではないと、そういったこともふまえて、やはり広い意見発言して頂きたいと思います。

高橋部会長

はい、わかりました。はい、どうぞ。宮下委員。

宮下特別委員

やはり、私もそうだと思います。あのダムを造るにしてもですね、この黒沢の場合はどちらかという水利が主な目的の多目的ダムという当初の発想だろうと思いますので、やはりダム造る場合、国の負担という事、先ほども私申し上げましたとおり、国の税金ということは全国民の税金なんですよ。それを一人占めするような形での使い方、やはりこれは、全国民としての、感情だろうというふうに私も思いますので、そういう点から考えてですね、やはり自然破壊とか安全性を考えた形での、ダムなし案を持っていくべきだろうというふうに思いますので県の方でもですね、水利権については法的措置を講じていきたいという見解が書類として出ておりますし、国としても考えているようですので、やはりこの水利権の問題はやはり法律的な問題でもって解決出来る問題で、そんなに私は難しいことではないというふうに考えます。

高橋部会長

どうぞ。宮澤委員どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

前々回ですか、山田事務局長から言われた、ただいまの部会長から言われました三つの最後の事です。いわゆる水の配水は可能であるとそれはそのとおりだと思います。ただ水というのは実際の形態というのは、黒沢川も全く同じ黒沢川の湯水水量と同じことでして、年がら年中、平均的に水が流れればこれはいいわけですが、足りない時期が、毎年足りないと思われる時期が、或いは実際に調整を必要とする時期が夏場に来ているわけです。ですから、計算上では水の収支はとれているように見えるわけですが、実際上では足りない時がある、従ってこれを改良区の組合員がどう判断するかという事が、ま非常に問題かと思えます。水利権については前回の説明の中で 59 万のうち 3 万トンくらいはま、あるであろうと、ですがこれは全く新規に申請をして、なおかつそのあかつきに頭首工の施設の利用も新たをお願いする問題今度は出てまいります。従って水利権そのものよりも、水利権含めたそういう総合的なこと考えていきますと、水利権改善していく事は当然のことでもありますし、そう思いますが、実際的には非常に難しい問題を抱えていると。かたや三郷の水道というのは緊急性ともうしますか問題もあります。したがってある程度実現可能なこと、長期的なことと検討の上ではやはり分離をして考えていく対応のし方も大事ではなからうかというふう

に考えます。

高橋部会長

はい、二木委員。

二木特別委員

水の事について理解を誤解しているように私思うのです。梓川の水というのは梓川の水を使っている皆さんが権利を持っているわけです。これは高橋部会長さんもダムにいたから東京電力にいたからわかりますけれども、水がない時には発電が出来ないのですよ。下流の農家の方に全部流さなくてはいけないことなのです。それだから今水利権の問題、だからそれは水利権はとれるかもしれないが、水量が足りない時どうしますか。農家の皆さんが右岸、左岸両方勘定すると2万人ぐらいいると思いますが、その方がおれ達の方へ水よこさないで、なんで三郷のほうへ水を上げるのだと、これが問題なのです。だからその人達がクリアできれば問題ないです。だからこの間来た山田事務局長も言っていましたけれども水利権とか或いは交通、前の建設省からは許可が貰えるだろうけれども、今度我々が使う皆さんがどう判断するか、こういう事なのです。だからそののが権利を持っているんですから水を使う権利を。それからねあの雑用水というのちょっと、理解して貰いたいんですが、梓川水系の要するに我々の左岸、右岸の水は雑用水じゃありません。含まれていません。だから、非農家の皆さんはその水は使えないのです。不合理ですけど。庭の木にもくれないのです。そういうことを理解してもらいたい。むこうの南小倉の雑用水とは全然違う、意味が違うのです。これはあの土地改良区の皆さんも分かると思います。そういう複雑な水なのです、この梓川の水というのは。それだから私はこれは三郷村がその梓川の水を貰うには大変な努力をしなければいけないし、また住民の皆さん、要するに農家の皆さんの権利の皆さんから意見を聞いて了解を得てやっていかなければこれは出来ないと思います。私も水の無いときには困りますから賛成はしませんよ、これは。いくら全体責任だといっても水の無い時にね生活が出来ないんですから、権利は主張します。そういう意味でちょっとそこんところをね、理解してもらわないとこの問題は安易に解決しないと思います。

高橋部会長

はい、そちら先だったね。藤野委員、どうぞ。

藤野特別委員

慣行的な水利権だという事で、それは全国民の問題だというようないい方をされているのですが、これはまあ実際その水を使って、その昔から生活をしてきたという、そういうことでもある程度考えてもらわなければいけないと思います。それが、この事業によって新たな負担が出来たりするというようなことはやっぱり、なかなか地元としては受け入れが出来ないのではないかと思います。それともう一点、梓川から水をとればいいという考え方がありますが、二木委員さんも仰っていたようですが、やはりこの梓川の水というのも十分にあるわ

けではございませんので、夏場になりますと梓橋の周辺からはもう水が切れてしまいます。そんなことで最近ではあのその水を是非流して欲しいというような、環境の問題がありまして、流さなくてはいけないという要望がありましてなかなか、そういったものとの調整が難しく、現実の問題としては先ほど40%は使っていないと仰っていましたがけれども、この改良区の水を使っている方達は時間調整をしながら夏場には水を融通しあって使っているという状況でありますので、これが、新たなところへ分けてやるということが果たして出来るかどうかという事が非常に今度は梓川のほうの受益者の考え方として非常に難しい問題が出てくるのではないかと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

内川特別委員

先ほど宮下委員から水は税金を収めている国民全員のものだと言われたわけなのですが、ちょっと感度を変えてもらわないといけないことは、例えば梓川左岸の土地改良区なり右岸の土地改良区が出来て始まったのがですね、穂高までずっとつながっているのですが、その人達の水田を作ってそれにかんがいするために皆さんが組合を作ってお金を出し合っただけでこの組合は出来たものだ。ですから、今堀金の実態おわかりだと思っただけで堀金がですね田んぼが減ってきたから水があるだろうといっても取る権利はもう全部決まっているわけですからうちの方へ来ますと今夏場は水がなくて一晩中交代でつきっきりで掛けている、そういう状態のところへ、南小倉さんに水を分けてやりますと簡単なそんなことは総代会かけてもおそらく猛反対をくってできないと思います。ですから、もし今水利権、水利権というのですがこれも昔から皆さんがお金を出し合っただけで作ったのですから、さあ、新しく私のところで欲しいから下さいといっても簡単にはいかないと思います。もし、ここの部会で考えるならお金を出して小倉まで梓川の水を行って買って、別に水路をもってくるならこれは不可能ではないと思います。おそらくこれの今の状態ではできないと思います。ですから、水の権利というものはそんなに簡単なものじゃないということを確かにふつうに流れている例えば烏川の水も、やっぱり水利権というものがあってやるのですが、この普通に流れている水は余った水を使ってくれてもだれも怒るわけではないのですが、この水を特定の所に使うということになりますと、これはでかい問題になります。ですから、それはお金を出しただけで解決する問題ではない、ですからその辺をしっかりと理解してもらって始めないと、水は皆さんの権利だからどっからとって同じじゃないかといってもなかなかそれは簡単に済む問題じゃないし、もしそれをこの部会で、簡単に決められることではないと思います。その辺をちょっとご理解を頂きたいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

先ほど水利組合の方々に対して私も水利権というのは非常に難しいものだというふうに理解をしているわけでありまして。そして簡単に考えて言っているわけではありません。それから、もう一つは、先ほどの水利組合の方々とは今日で2回目になるのですね。そういう意味ではその厳しさというのは前回よりも深められてはいますけれども、基本的には前回お聞きした内容にそう大きな変化はないと理解をして聞いておったわけですが、今仰られたようにこれは私は何べんもそう言ってきたんですけども、やはりこの部会で議論をする限界というものへ来ているんじゃないかと思うんですね。2回来て頂いて説明を聞きまし、それから事務局長さんの山田さんにも来てご説明も受けました。そういう事の中で皆さんが非常にこのそれぞれに理解をしてくれているわけですが、やはりその難しい、難しい、先ほど植松委員さんも仰っていましたが、私は法整備も含めて制度上の問題も含めて、法整備も含めて答申が出てくれば、それはやはり考えるというこの事を前向きに私は捉えて、そうしないと前向かないんじゃないですかね。そういう意味で確かに難しさはあります。しかし、現状の枠の中で難しい、難しいと言っておってもそれは住民に対する責任という事にはならないんじゃないかと、その辺がいろいろ考え方の違う議論になるところだろうとは思いますが、やはり、私は限界にあるという認識に今すべきじゃないかと思うんです。以上です。

高橋部会長

ちょっと整理させてください。水利権の今、難しい話出ていますが、二つ今水利権の問題あるわけです。一つは梓川頭首工からのいわゆる不足分の増量の水利権、それと黒沢の1,800に対する水利権、ここちょっと混同しちゃっていますので。私は梓川頭首工からの水利権の増量というのはえらい難しい話じゃないと思っております。あの、いろいろ発電所の話も今出ておりますが、これは当然この前の山田様からもあったように、それだけの理由があれば水利権がとれると思って、今私の一番問題なのは1,800m³/日に対する水利権の問題、これはこの部会で私は限界だろうと思っております。これは利害者がありますので。そういうことでその梓川からの頭首工からの水利権については難しいと言っていますが、これは正式に私は出すべきだと思う。

丸山特別委員

最初に、それをやればいいんじゃないかという事が可能なら是非やって頂きたいというお話をした経緯があります。しかし、事務当局の方はそれは出来ないと言っているんですよ。部会長いくらやるって言ったって。見とおしが無いものを、答申は出来ないんじゃないですか。

高橋部会長

いや、いや、部会長がやるじゃなくて、山田様からのお話って言ったでしょ。

丸山特別委員

植松さんも言いました、理想論は分りますけどもね、現にその地域部局でもって出来ないと言っているのだから。

高橋部会長

いや、それはあれでしょう。

丸山特別委員

難しいと言っているのだよ。

高橋部会長

雑用水としてでしょ。

丸山特別委員

いや、農業用水も転換も難しい。今までの議論の中でも。

植松特別委員

山田さんは良いって言っているのだよ。

高橋部会長

山田様がこの前は。

丸山特別委員

良いなんて言ってないですよ。

二木特別委員

山田さんは。役員が、部会長。

高橋部会長

ちょっと待ってください。整理します。その辺幹事の方で駄目だという話なのか、

丸山特別委員

可能ならいいですよ。私たちもそれを。県の方からお話を受けようじゃないですか。

高橋部会長

私は可能と考えています。許可しない理由がなんにもないわけですから。

二木特別委員

水利権を取っても利用するしょうが反対したら水があがらんだいね。おれだって反対すりゃあ水があがらんだいね。

高橋部会長

いやいや、そのちょっと考えが違うのでしょ、いやいや皆さんの権利の上に上乗せする分の話をしていますから、いや、ちょっと整理させてください。今ある権利の上に上乗せする権利を欲しいという事ですからね。その話をしているのですよ、皆さんのやつを減らしてこっちを上げるというのじゃないですよ、その話ちょっと混同しちゃっていけない、ちょっと待ってください、幹事の方で駄目だという話を、私聞いていませんけど、そんなここでいえるかどうかということ私は聞いていません。正式な理由があれば当然許可するべきです。しかも設備については少し増えた分くらい十分余裕ありますよというくらいお話をいただいている訳です。そして今少し既得のやつも少し減らされるでしょうという話も聞いている訳です。ですからその辺から整理していかないと水利権でね、二つありますので1,800の方は少し難しいですけども。

二木特別委員

我々がね水利用する皆さん、権利を持っている皆さんの意見も聞かなんでね、見通しはしたんだけど実際にはそんなことはできないでしょ。私だって反対するのだから。

高橋部会長

ちょっと待ってください。その辺どうでしょう、即答出来ない訳ですか。

宮下特別委員

ちょっとすみません。水利用している人達もね現状維持で減らすと言っている訳じゃないので、それに対しては問題ないんじゃないですか。

高橋部会長

じゃ、休憩とりましょうか、それまでちょっと整理しますので、出来るか出来ないかの整理させてください。1時まで。

< 休 憩 >

事務局（治水・利水検討室長）

それでは1時になりましたので、部会審議の方を再開したいと思います、部会長よろしくお願いします。

高橋部会長

最初に、始まる前にこの会場が5時と言うように決められておりますので、出来るだけご

協力をお願いしたいと思います。それでは先ほどの審議を継続していきたいと思いますが、まず、梓川頭首工からの新たな水利権という事で、県のほうで説明をお願いしたいと思います。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

地方事務所の土地改良課です。農業用水につきましては、前もお話しているのですが、許可を出すのが国土交通大臣と仰うことですので、うちの方では判断は出来ません。それと雑用水につきましては、河川課さんのほうでお願いしたいと思います。

高橋部会長

答弁になっていないと思いますけど。要は県では権限がないという事に尽きると思います。ええ。

丸山特別委員

県が窓口なのでしょ、河川管理者の、ですからやはりそういう中で考え方は表せるのじゃないでしょうか、駄目なら駄目だとか、可能性は無いだとか、そういう事は言えるんじゃないでしょうか。どうなのでしょう。

高橋部会長

どうですか、その辺。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

河川課でございます。河川法上からの関係に付きましてちょっと申しますけれども、河川法上からは余水、余剰水ですね、水が有るのかどうかと言う事。それからまた既得水利権者やその関係者等方々の同意等があるのか。いろいろな審査方、審査の上での様々な規率がございます、非常に困難を伴うと思われましても、これもやはり国の許可となるために、今の時点では判断は出来かねるという事でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

青木特別委員

水利権のことでお話がある訳なのですが、大変難しい事はよくわかっております。ただ、やはりこの部会自身脱ダムっていう事で、新しいものを模索していくって言う為の部会でもあると思いますので、水利権の事について解決できるか出来ないかということは、この部会ではちょっと答えはでないのじゃないかと思うんですが、それは県なり、国なり、努力して頂いて、お願いするという事で部会としては精一杯ではないかと思えます。量の問題も出て来ておりますが、水が足りないと言う事が出て来ておりますが、足りないという場合も

あると思うのですが、前回、前々回ですか発言しましたけど、新たに穂高町で中原土地改良区というところで新たに取水するという計画もある訳ですから、可能性はないということはないと思いますので、水利権の問題については、県なり国なりに努力をお願いするという事で、部会は今出された案でいいと思います。

高橋部会長

ちょっと整理させて頂きたいのですけれども。先般の12回の部会で山田様をお願いして、その中の審議の中で植松委員が質問して山田さんが答弁しておりますが、その答弁の議事録を見ますと、植松委員が、赤松の頭首工の改良に伴う減反に伴う59tから56tに減る訳ですけれども、その3tについて今回こちらのほうへ農業用水と雑用水として利用して頂けないでしょうかと、利用させて頂くためには、私どもはどのようにしたらいいでしょうか。こういった障害をクリアしなければいけないでしょうか。という事で説明を求めた訳です。それに対して山田事務局長さんは、余っている水云々と言うのは別として、私どもはひとつのルールとで農林大臣から貰っていますから、もし皆様方がどうかたちでいろいろなものをクリアした上でやるとするならば、最終的には国土交通大臣から、新たに皆様方が水を貰って尚且つ私どもの施設を全てのルールを通して使わせてくれと、それで私どもは組合員1,200人よかろうという結論になれば通ると使う事ができるじゃないかと、という流れとしてはそういう言い方になるかと思えます。こういう答弁をしていますけれども、要約しますと、非常にハードルは高いけれども、不可能ではないと私は思っております。それには法の問題も非常に難しい問題もあるうし、時間もかかると思うのですけれども。そう言うような前回の連合としてはそういう流れですよという答弁を頂いているのですけどね、それらも含めてご意見を頂けたらと思うのですけれども。はい、久保田さんどうぞ。

久保田特別委員

今部会長が議事録読んだとおりだと思いますけれども、連合の事務局長の立場は、そう言う事なのですよ、物理的には大丈夫なのですよと、正規の手続きが全部踏まれてくれば、連合の立場は駄目だともいいとも言えないとそういうことですよ。その正規の手続きって中に、先ほどから二木委員が言ったり、務台委員が言ったり丸山委員が言っているとおり、それぞれの土地改良区があって、そこがみんな同意しなければ、駄目な訳ですよ、そう言う事だけはやっぱりあのみんな承知していただければならないと思いますし、それがなければ県だって手続きは出来ない筈なのですよ、ですからこの部会報告をどうするかは別として、そういう非常に難しい問題があると、そういう認識はみんな一緒だと思うのですよね。部会報告をどうするかと言うのはまた後論議する事であって、ほんとに非常にハードルは高いものだと、そんな簡単なものじゃないと、そういうことを認識できれば私はいいかなと思えます。

高橋部会長

これ私全委員がですね、非常に難しい問題だと当初から私思っていますが。全員が私は、

それは大変なことだと思っていることは認識していただいていると思います。どうでしょう。はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

ただ今部会長さん 1,200 と確か仰いましたよね。1,200 と言いましたよね。12,000 では訂正してください。

高橋部会長

ごめんなさい、すみません。はい、どうぞ二木委員。

二木特別委員

くどいようですが、山田事務局長がそう仰ったんですけどね、これは我々が農家、要するに今まで負担をしている皆さんが、了解のもとにならそれはいいと思うのです。ただ、水のある時は結構ですけれども、問題は渇水期なのです。それは南小倉だって、あの皆さんだって渇水期のことを心配しているわけですから。我々も渇水を心配するわけです。だからその点をね、本当に難しいのですよこれ。どうのように理解していいか。私も本来は当事者ですから梓川の。ちょっとね理解してもらわなければいけないのは、農水省が貰ってくるのは中信平が貰うことですからね。だから国土交通省が農水省へくれなければいいですよと許可を出さなければ貰えないわけです。貰った時点でそれじゃ、南小倉へどのくらいの水を上げるといふことについては我々の意見をふまえて、事務局長の意見じゃこれだめなのです。我々の意見をふまえてどうしましょうと、それじゃ、やりましょうとか。或いはそれだめですよとか、こういう話になると思うのです。それはいろいろあるし、またそうなると要するに土地改良区が梓川土地改良区へお支払いする金額というものも出てくると思うのですね。そういう問題もクリア出来なければ、又我々もよく分からなければ、このその梓川からの水で対応出来るじゃないかという安易なことではね、私は難しいじゃないかと。よくよく我々もこの水を使わせてもらっていますのでね、長い経験の中で、渇水という時がありますから、その時点で考えてもらわないと、いつも流れている水のことを考えるのじゃなくて、例えば梓橋の下流にいくと水が枯れているような状態ありますからね。そういう事を考慮しながら、我々もこの答申については考えていかなくてははいけない。こういうふうに私は思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

中村特別委員

それと同時に、今すんなりとかう頂けるようなお話がございましたけれども、それには相当の、先ほども皆さまが仰っておられますように、加入金なり頭首工の改良のお金負担等が相当含まれてくると思います。それが、村負担にならなければ私は、そういう事も確約が出来ればいいなと思うのですけれども、そういうような事も加味されて頂きたいと思いますが。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

先ほど来皆さんがおしゃっております水利権の問題につきましては、水利権を主張しているかた、12,000人のかたの同意を得なきゃいけないというような大変難しい問題があるかと思えますので、やはりその辺を私も理解いたしますけれども、そういう難しさの中でもって、やはり税金の使い方そういうことを考えた場合に、先ほどらい出ていますように法的整備でもって、国土交通省と農水省、それと県が対応して法的整備でもって解決することも必要になってくるかと思えますので、やはりこの部会としては水利権の問題についてこういうふうにしる、というようなことを提案するっていうかそういうことは難しいと思えますので部会としてのやはりここは限界だろうというふうに考えますので、県がもう少しこの部会の内容を具体的に整理していただいて、そして国、国土交通省それから農水省の方へですね、水利の転用ですかそういうものを十分説明していただいて、法的なもので解決できる範囲やっていただくような県としての努力をしていただく以外にないのじゃないかというふうに思えますので、やはりこの辺は部会としての限界だろうというふうに私は考えますけど。

高橋部会長

その他ございますか。特にこの梓川からの取水についての水利権についてはどうも県も即答出来ないという形のなかで皆さんとすれば、じゃあ黒沢川からという話になりますと、上水道の方は全てポンプアップという、逆にそういう形になってしまうのじゃないかという気はするんですけども、先ほどちょっと私確認したんですけども、丸山委員にお聞きしたいんですが、その雑用水を水道水として使っているという現状のようでございますけれども、これは水道事業者としてどのようにお考えになっているのでしょうか。

丸山特別委員

南小倉のことですか。雑用水は水道水には使ってないです。生活用水に南小倉の人たちは雑用水を使っているということで、飲み水の水道水源には使ってないです。そういうことだよねえ。

高橋部会長

さっきは水道水に使っていますってこう答弁してましたのでね。

丸山特別委員

水道水じゃない、生活用水に使っているっていったのです。

高橋部会長

私は、自分の個人水道として使っているっていうように聞こえたものだから、それはないので

すか。

丸山特別委員

雑用水は、黒沢川の支線みたいな形で昔から流しているのです。だからやはりその水路というよりも川の、という感覚なのです、南小倉の人たちは。だからやっぱりそれは生活用水で必要なものだっていうことを、これは一番初めの頃から言っている話なのです。

高橋部会長

生活用水といえば昔だと農具を洗うとか。

丸山特別委員

いや昔は飲み水にも使っていたと思いますよね、今は、たださっきの話だとその流れている水は綺麗だからそれを飲んでもいいと、ということで水道水に使っているということではない。

高橋部会長

はい、分かりました。そうしますと、中信平からの転用というのはもうこれはこの部会では、限界かと私は思うのですよ。いずれにしても県が積極的に働きかけてですね水利権を取ると、取っていただくという結論になるかと思えますけれども、まあ色々手法はあると思えますけれども、それはまあそういうことで、次に、ここでは結構ですって話になりませんよ、いくら県に言っても。意見は付けます。

二木特別委員

要するに農水省、あるいは土地改良区の方へ申請を出すのは地元なのですよ、水を下さって。ところが今日来た人は絶対やだって言うのでしょうか、申請しっこないのですよ、じゃあ誰が申請するのですか。県が申請しなきゃ誰が申請するのか、そこをはっきりしてもらわないと。県が責任もって申請をしてあげますよ、ってことなら我々理解出来るのだけでも。

高橋部会長

やらないってのは、今ある水を分け合って使えってことはやだよってことなんです。上乘せして水利権取るってのも向こうの人たちはやだっていう話じゃないでしょう、その辺ちょっと間違えるとねえ。

二木特別委員

それは黒沢の水ならいいだからこっちの水はいらないよ、そんなら一切私どもは現状のままでもいいですよ、ダムを造って下さい、こういう意見だったからね。

高橋部会長

ちょっと整理したいのですが、赤松頭首口からの上乗せ分についての水利権を、という話

しですよ。

二木特別委員

地元の人たちが申請をして水をもらうよう努力してもらわないと、これは始まらないのだからね。いらないうのだから。

高橋部会長

分かりました、それは話合いをしてもらえないじゃないでしょうか。その話合いはしていただかなくちゃならないのじゃないですか。

二木特別委員

県が責任もって。

久保田特別委員

今みんな難しいって話認識し合ったわけですよ。それで今部会長はそういうことだけでも部会報告はやっぱり今まで通りだって感じの発言をしましたが、そうじゃない訳でしょう。県のワーキングの方からも投げかけられて実現性があるかないかって問いかけられている訳ですよ。それに対してはこの部会ではやっぱり実現性は非常に難しいとほとんど無いと、そういう結論でことですよ。そういう結論じゃなきゃおかしいですよ。

高橋部会長

そういう結論じゃないですよ。

久保田特別委員

いやそうでしょう。だって、だから県の検討、財政ワーキングの方とすれば実現性がありますかどうか、無いものはあげても困りますよと言っている訳ですよ。宮澤委員そういうことでしょう。実際に宮澤委員にちょっとお聞きします。

高橋部会長

財政とはちょっと違うのだけだね。

宮澤（敏）委員

この前も申し上げましたように、財政ワーキングの方であがって来た部会案を検討いたしました。その時に特に部会長であります、五十嵐座長の方からこの案は本当に大丈夫なのだろうか、ということで三点の問題につきましてもう少し明確につめていただきたいということでお話ございました。しかし、財政ワーキングというのはあくまでも部会審議をサポートする立場でありますから、だから部会の審議の中で自由闊達な意見が出るような状況でこの前私の方で数字を財政ワーキングの方で出していたその試算案を出した訳であります。この前の経過はそこまで来て

いるということでございます。今日またそれぞれの人たちにお伺いする中で今の部会案をつめていただいていると、こんなふうに私は理解しておりますが。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

難しいということを知ったという意味、私の認識の意味は、法的整備をして県が国土交通省、農水省との折衝をしていただいた中でもって法的に整備すれば可能ですので、その辺水利権者のかたに理解を求めるといふこと、そういうことが必要だろうといふふうに考えますので、12,000人の方全員が、同意を得るってことは大変難しいんかもしれませんが、ある程度の方なり団体としての理解が得られれば可能だといふ、私はそういう認識で、難しいという意味は法的整備を先にしていただいた上で水利権者に対して理解を求めるといふことを含めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

高橋部会長

ちょっと久保田さんの質問にお答えしますけど、財政はそういうことですけども。いわゆる水利権の問題、県の援助の問題、これについては具体的なものを持って来いっていったって持ってけない訳ですから、委員会の中でも非常に審議をしました。各委員の中からは当然それは部会で結論出るものでもないという話の中でこういう話が出ています。新たな国の施策の転換を求める方向をこの治水水ダム検討委員会で国に対して要望して行く局面を迎えていますよと、そういう認識ですよ、という話になりまして、より具体的なものを黒沢で持って来いっていてもこれ以上私は持っていきませんと、はっきり言っております。それは宮澤委員に聞いても分かりますように、それを求めてはいませんよ、ですから具体的っていったって限度がある訳ですから部会、おそらく委員会だってこの法の問題、財政の問題はそういう形になるのじゃないでしょうか、結果として。

宮澤（敏）委員

今のお話でございますが、とにかく部会審議を、今日の段階では部会審議で大いにそれぞれの意見を出していただくというのが部会でございますから、部会でどんどん大いにやっていただくことが大事だと思います。あんまり検討委員会の中にありますワーキンググループが色々言ってしまうと問題になってしまうので、それでもって意見を遮ったりすることになってしまいますから、どうぞ部会の方でどんどん部会の審議をしていただきたい、ということで、もう一回一つ一つそういうような形でご理解をしていただきたいと思っております。検討委員会の方からはとやかく言うということではありませんので数字の部分につきましても、部会の審議は自由にいくようにお出ししたと、こういうことをご理解していただきたいと思っております。あくまでも部会長言われるようにどんどん色々な審議をやっていただきたいということによろしいんじゃないかと思っております。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

前回の時の宮澤委員の財政ワーキングからの報告の問題で今議論にも少しなっていますので私の考えを少し述べてみたいと思うのですが。部会の了解も得てそして部会長の了解も得てその上で報告されたということは間違いなく訳ですけども、本来私はその財政ワーキングの報告を文書で資料として提出すべきじゃないかなあというふうに考えるのです。今までどのワーキングも全て資料として文書で提出をされています。だからそういう意味で、もう一度、しかも確定的でない不確定的な状況が多々あるということも付け加えられておるわけです。そういう意味ではこの議題として論議するにはやはり非常に不十分、正式な資料として出された訳でもない。そういう点で是非今後ですね財政ワーキングの報告については是非資料として求めて行きたい。文章の資料として求めて行きたい。こういうことを是非お願いしておきたい。それからもう一点利水の問題、久保田委員さんもおっしゃっているわけですけども、農業用水の転換の問題、財政ワーキングの方も関係はあるのでしょうか、農業用水の確保、転用、それから上水道の問題、これらは主に利水ワーキングの範疇に入っていくのじゃないかと、こういうふうに思うのです。だからむしろ財政ワーキングの報告よりもその内容であるのなら私は利水ワーキングの報告、もし必要であるならばそこからの意見を聞く必要があるのじゃないかというふうに考えています。その辺ではただ財政ワーキングの宮澤委員さんだけの報告を100%捕らえてその立場でどうこうという論議するには非常に不十分だというふうに考えています。

高橋部会長

はい、どうぞ。

丸山特別委員

部会の審議の限界、私は感じるのですけども、今、宮下委員が法整備をする中でやったらどうだってことですけども、部会の検討は今の法制の中で出来る範囲でやるってことじゃないですか、法律を変えるってことなら何でも出来るのじゃないですか。だから現在の河川法なり法律の中ではたしてそういうことが出来るかどうか嘗てのがこの部会で検討すべきことで、法を変えましょうなんて話はその先の話じゃないですか。それともう一つ今、田宮さん言われた財政ワーキングの数字がこの間出ましたね。あれが報道等通じて一般に出て来ました。私もそれで驚いて実は計算した結果が10年間で25億円かかると、そういう数字が出ているのですよ。だからそれを全然伏せてやるって訳には私は行かないと思うのです。だから25億円を10年間で償還して行くには1年間に8年ですけど、約3億近くの金を生み出さなきゃいけないのです。そうするとたとえば三郷村の水道の場合は現在3億円が料金収入ですからそれを倍にしなきゃいけないのです。ですから先ほど言ったように水道料金を倍にして皆さんのご理解を得られるか、ここに三郷の委員さんずっとおられる訳ですから、そうい

う方たちはどう思っているのか、私はそれを聞きたいのです。皆さん倍にするってことについてね理解得られるのかどうか、ですから私言っているのは実現性が無い可能性が無い部会報告はやっぱり無理じゃないかというふうに私は思うのです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

今、丸山委員さん現在の法の中でということを行っていますけれども、それはやはり今現在でもご存知のように黒沢の農業用水を水道用水に転換したことだって厳密に言えば河川法に抵触している訳ですよ。ですからそういった意味でそれを変えるためにも法律を変えて行こうと、それが県の検討委員会でも国の施策の転換を図るというふうな答申になっているわけですよ。ですから法を超えてやって行くというのは長野モデルだということが一つ。それと田宮さんが言われた財政ワーキングって言うことで、利水ワーキングの方が大事だってこと私それもっともだと思います。ただそれにはまず財政ワーキングが前回出していた数字の積算の方法、それが無いと今丸山委員が言ったように本当に水道料金どれだけ跳ね上がるかどうか、そういったことも分からない訳ですよ。まず177億その根拠ですよ。そういったことを是非財政ワーキングから、もし出せるのでしたらねその数字が、どうしてこういう積算でどうしてこうなった、ということを出していただかないと私議論進まないと思います。丸山委員さんの言った質問に対しても。ですから是非もし今の中信平の梓川の農業用水のことがこれで解決で一つ終わるんだったらそちらの方の財政ワーキング移ってですねえそちらの方を議論していただきたいと思うんですけれども。

高橋部会長

財政ワーキングの委員もおりますので、その話をちょっと相談をいたしまして、財政ワーキングとすれば数字はいつでも今日も出しましょうかと、こういうお話をいただいたのですけれども。私は、4,100から1,800に変わった訳ですよ。維持流量が決まりましたので、そうしますと大きくまた数字が変わってしまう訳です。ですから今日皆さんから決めていただければ、1,800m³/日で決まりましたけれども、これによって財政ワーキングから次回までに、はじいていただいてペーパーで出していただくと、こんな形をとりたいと思うのですけれども、今を見ても、今日焼いて皆さん配るといえば配ってもいいのですけど、また数字が大きく変わって何がなんだかかわかんなくなっちゃうという問題もありますのでそれだけのご容赦願いたいと思うのですが、次回までにはペーパーで、今日決まった段階でね、出していただく、よろしいでしょうか。ちょっと植松さん。

植松特別委員

はい、分かりました。やはり根拠がないと議論、財政については進まないと思うのですよ。それで今回も維持流量のことで変わったので、まあ是非出していただきたいということと、今

4,100m³/日と 2,300m³/日でやっていますけれども、地下水から求めるってことだって出来るのですよね。そういった案も最初出ていたのですが今回には入っていませんので、たとえば地下水から全部求めるとすればどれだけかかるか、それがあれば今水利権の問題等もだいぶ解決して行くのですよね。そういったことも含めて是非もし財政の方で出来るのでしたら次回出していたきたいと思うのですけれども。

高橋部会長

全量地下水という話は今朝の丸山委員の方から、これは村独自でやっていただいたと思うのですが一応積算はしてあるようですので、これは公表しても。

丸山特別委員

10 年間概略でやるとその位かかるのじゃないかという、まだ私が言って計算させたのですから若干の狂いはあると思いますけども、ですから 25 億それをそっくり村の水道で負担するっていうことになると思うのです。それに加えて 100 年間の維持費をもってきますと、4,100m³/日取った場合 50 億っていうお話でした。ですから全量取るとなるともっと 100 年間でいくと増える。100 億単位になるのじゃないかと思うし、それから農業用水も、農業用水は転換の話で、転換するのに 40 億か 50 億近く水利者が持たなきゃ行けないって言うお話でしたよね。だからそれは南小倉で持ってもらうってことですよね。仮にそういうことになれば、その辺の理解がちょっと出来てなかったのじゃないかなあと思うので、どちらにしても全量を三郷村で全部地下から上げるとなると 25 億近くの金がかかる。それは補助制度も無いし、自分で賄わなきゃいけないってことになると、料金に跳ね返ってくる。こういうことだと思うのです。それにその農業用水の話も転換していくことになると農業用水の地元負担、農業者の負担の話も出で来ると思うのですね。だからそういったのが、はたして受入られるかという気は私はするのです。ですからそういう、無責任とは言わないですけども、責任持てないそんな部会報告はちょっと如何なものかという、私の立場では思うのです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

青木特別委員

今、丸山委員さんが計算して 24 億円になってというようなお話があるわけですが、先ほど植松さんから話がありましたが、この部会はダムを造らないでなんとか利水・治水ができないかっというのを模索している部会だと思いますし、県からも具体的にといいますか、ダムに替わる代替案の費用については当事者と協議するということが出ておりますので、県との話し合いも行いながらやはり法を変えて行く新しい道を作って行くということが水利権の問題も含めまして、そういうことをやっていくということがこの部会の使命といいますかそうじゃないかと思しますので、そういう意味での検討が必要だと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ、久保田委員。

久保田特別委員

青木委員の発言の中で、基本的に何か違うんじゃないかと思えますけども、この部会はダム無し案を決めようってことでやっているわけじゃないですよ、この地域の治水・利水をどうするかと、それをやっている訳ですからダム無しありきでやっている訳じゃないですよ、そこそこ青木委員さんまるっきり勘違いしておりますので、そこは考え方を変えてもらわないとこれ全然駄目ですよ。

高橋部会長

その論議はもういいです。それでちょっと今全量地下水という話が今出た訳ですけども、ちょっと丸山委員の方から 24 億とかってというような数字が出たのですけれども、これをはたして出していいものかどうかというようなお言葉のようです。農業用水の転換の実現性が非常に難しいという話であれば、では全量地下水という論議に入らざるをえない訳ですけども、この辺の扱いはどうすればいいのでしょうか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

私は、そういう話で進んで行っていいと思うのです。本当にダム無しだとしたらほんとにどういう案だと、それを出してもらって、それがほんとにまた出来るか出来ないかを検討すればいいと思うのです。ですから正直言いまして、まだ雑用水の話もしなかったのですけども、今までの部会案は現実的じゃないのです。はっきり言いまして、ですから現実的な案を出すとしたら、ダム無しだとしたら何かと。それを私は論議してそれがほんとに出来るか出来ないかやればいいのだと思うのですよ。

高橋部会長

はい、私も分かりますけれども何回も言って申し訳ないのだけれども、水利権というものの難しさも良く分かりますし三郷村への水利権して問題も皆さんよくご存知だもんですからそこまで踏み込まなかったのはあろうかと思いますが、これだけ難しいという話になれば論議をそっちへ、より実現性という形を取ればですよ、全量地下水というのかなあと思いますがね。これについて何か。はい、どうぞ。

田宮特別委員

色々としていただいたお話も聞き、そして部会の限界というものもそういう話を聞く中でより感じて来ている訳ですけども、今久保田委員さんおっしゃったように現実的に考えるということ、それが非常に難しいということであるなら、やはりそれはダムを造るべきだという意見にはならないのですよ。その場合でしたらやはり全量を井戸へ求めるということも考えていかなければならないと思うのですね。それから丸山委員さんおっしゃいましたけど立場上非常に苦慮され

ると、いう点は理解はする訳ですが、これは先ほども言いましたけども、ワーキングから出されて来た額ですね村負担の額、それから今まで村民説明をして来た額との大きな隔たり、そういうことの中から考えるなら、もしワーキングから出された額というものがこういう形でしかないということであるなら私は今まで村民説明をして来た説明責任というものがあるんじゃないかと、出で来るんじゃないかと思うのですよね。そういう意味で言えば私はこのダム計画そのものがチャラになる話になって来ると、いうふうにこう思うのですよ。もう根本的に違ふと、こうなって来ますからね。だからこれはチャラになって来る話だというふうにこう考える訳です。それから先ほども水利権の方申されたけど現状の砂防ダムで非常に改良されたと改善されて来ていますということも言っている訳です。もう少し高さを云々というような話もある訳ですが、農業用水、それから七割減反を余儀なくされているというようなことも言われていましたし、それからより収益性の高い作物への転換をしたいのだと水があればという話も前回聞いてもいたりする訳です。だからこれはやはりそういう積極的な農業に対する意欲というものをこれはダムが出来なかった場合でもやはり保障して行くということが大事じゃないかなあというようにこう考えている訳です。それで七割減反の問題もこれは村の農政の内容だというように思うのですよね、だから南小倉から水を申請はあげる云々ということではなくてこの協定も結んで来ているわけですね村と、南小倉と水道水として、そういうことでは村の農政の関係になって来るのじゃないかなあ。だから南小倉からだけこの水を求めて申請をあげる云々という解釈はね、やはり私はそうじゃないんじゃないかと、村が農政と考えてあそこをどう位置付けて行くのか、その上で水をどれ位必要とするのか、その範疇の中でやはり左岸へ求める場合の村と協議して行く内容というようにこう考える訳です。これはまあ副会長さんもそうおっしゃっていました。だからそれを南小倉からだけで考えて行くべきじゃないのじゃないかなというように思います。以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

先ほどから減反であるとかそのことに度々触れられていますので、農政、現在行ったり来たりのでらふらと言われているのだけれども、いわゆる減反でもものの内情を分析しますと、必ずしも稲を作らないから減反、表面上、ではないのです。いわゆる米がありプラス加工用米がありプラス調整水田といういわゆる水を張っただけの水田と、このように実態はそのようにありますから議論のうえでは十分そのことをふまえてもらいたいと思いますし、それから先ほど理想か現実かってことでやっておりますが私はむしろその前、最初に帰ってダムというのは選択肢からまるっきり外れているのかどうか、このことの確認もやはりお互いしておく必要があるんじゃないかと、ほんとに窮すればダムを選択肢の一つとして皆で共有しておくべきではないかとこのように考えます。

高橋部会長

はい、その他、ございますか。はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

どうも議論が一つの所でぶつかっているような気がしますのでなるべく検討委員会の委員としては意見を言うのは差し控えさせていただきたいというふうな立場をとっておりますのでなるべく特別委員の皆さん方の議論を大いに部会の意見として反映させていただきたいと、こういうようなつもりでありますのでなるべく意見は差し挟みたくないという立場をとっておりますのでそういう立場からも含めてご発言をさせていただきたいと思います。まず利水ワーキングの方にこの農業用水の問題が出来るかどうかという問題について任せてみる。投げてみると、これは私はいい案だと思います。もうすでに私は部会の総意でやられたのかと実は思っておりました。で今このところでこの案のことについてはもうすでにだいたい皆さんの意見は出尽くしたというふうに私は理解しております。ですのをもう一回その案として可能性なら利水ワーキングの方にその状況の可能性を確かめてみるという案はよろしいんじゃないかと思います。それから財政ワーキングの方からの事でございますが、今日条件が変わりましたので私どもはいつでも出せるものをもってあります。先ほど田宮委員さんから言われましたようにけてこれを出さないでおくつもりもございませんし、ただあの私ども今三郷村の村長というお立場で丸山委員がお話されましたけど一応財政に関わることは財政ワーキングで試算したものをということが正式に部会に提案される時の財政ワーキングの立場という形になっておりますので丸山委員さんも個人的に試算したものだということを言われたのだと思います。ここに出して来るワーキング、部会、それから利水ワーキングもそれぞれのワーキングも私ども財政ワーキングも私一人で出している財政ではありません。ようするに座長であります五十嵐さん、それから竹内さん、私と3人で協議をして、今さっきも電話ございましたのは郷土沢の財政問題のことで発表してもらいたいということでその調整でもって電話が入っていた訳でございます。そういうことで全部ワーキングの方の中で検討した数字を出しておりますのでそのところはそのようにお含みいただきたいとこういうふうに思います。ですのでそういう要請が部会の方からあれば、私どもは緊急に持ち回りでも含めて検討委員会ではやる体制をもってありますのでどうかそんなふうにご理解をしながらうまくキャッチボールを投げさせていただければよろしいのではないかなと、こんなふうに思うところでございます。ですのであくまでも部会の皆さんが先ほど植松さんそれから田宮さんそういうご要望がありましたら私は出すことはやぶさかではございません。あくまでもこれは部会のご決定に従うということでございますのでそのようにご理解をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。ちょっと待って下さい、全量地下水のことが出ましたけどこの扱いをどうしましょう。はい、どうぞ。

久保田特別委員

結論を先に言って申し訳ありませんが、全量地下水にしても南小倉地区の農業用水は足りない訳なのです。ですからここでまたダムを造らないとしたら土地改良区からの水の転用という話が出ます。ですから土地改良区からの水の転用が難しいと話になればその全量地下水案もなくなっ

ちゃうのです。結論的に、もうそういうことです。

高橋部会長

ちょっとよく分からないですね。

久保田特別委員

農業用水は、南小倉の農業用水の必要量がいくらだったですか、1万何千 m³/日てありますよね。必要なのですよね。それで黒沢川にダムを造らないと600m³/日とか千何百 m³/日しか取れない訳ですよ。それで今はたまたま砂防ダムがあって農業用水が足りている訳ですけども、今の県で言っているのていくと4,100m³/日しか取れない訳です元々。そうなれば農業用水足りないのです。もうダムを造らなければ。そうなればまた梓川の左岸からもらうって話になっちゃうのです。それで砂防ダムも今たまたま土砂が貯まっていますからなんとかやっていますけどもこれも貯まる訳です。それで今我々は百年先まで読んでいる訳ですから、もう百年たたなくて必ず埋まるのです。そうすると今の砂防ダムの貯水ってのは出来ない訳ですから南小倉の農業用水は無いんです。無いのです。ですから、左岸からもらえないってことになればダムを造る以外には無いのです。これはもう水利計算で間違いないです、事務局からそれで間違いないかどうかちょっと確認したいのですけども。私だけが思っていて思い違いがあればいけませんから。

高橋部会長

久保田さん、4,100m³/日という数字はダムの計画の数字だよ、全量地下水ということになると全然水利権の話は現状通りなのです。そういう形になりませんか。

久保田特別委員

それは違います。事務局に聞いて下さい。

高橋部会長

いやいや何にもやる訳じゃないのですから。

丸山特別委員

たまたま三郷村の水道の話が出ていますけども、それだけじゃないのです。農業用水のこともやっぱり合わせて治水・利水ダム等検討委員会で、じゃあその場合に南小倉の水はどうするのかと、それまでやらなきゃいけない。

高橋部会長

それは今の村との契約を破棄すればいい訳じゃないですか。

丸山特別委員

いや、契約破棄したって足りないのですから。4,100m³/日足りなくて16,000m³/日必要なので

すから。だからそういうのもカバーするように。

高橋部会長

それは 1,000m³/日足りないってことでしょ。

丸山特別委員

今 4,100m³/日足りないのでしょ、それで 16,000m³/日いるのですから。ですからそれはそこまで考えてやらなきゃいけないのじゃないですか。この利水問題については、三郷の水だけじゃなくて。

高橋部会長

それは、それまでやる必要は。はい、どうぞ。

植松特別委員

久保田さんと丸山委員さんの言うことある意味ではあっているのです。というのは今の取水も 17,600 必要なのです。でそこから今 4,800 もらってる訳ですよ、そうですね。多い時は。だけれどもそれが無くなる訳ですが 4,100 になるのだけれども、だけれども契約結ばないとしたら本来は 22,600 かなそのくらいいるはずなのです。計算上は必要だとか言っている訳です。だからダムが無くなればいやだよと、南小倉利水組合が言うと、そうするとやはり 4,100m³/日取っちゃうと俺達は足りないという論理はある訳なのです。確かに。だけれども今本当にその減反率だとかです農政のことさっきおっしゃいましたけどそういった意味で水がいるか、これ議論後ろ向きになっちゃいます。元へ戻っちゃうけれども本当に水が足りないかって言ったら私そうじゃないと思っているのです。ですから建前論だけで言ったらそうなりますけど、やはり広い意味で見たら今久保田さん丸山委員さんの言われたのは置いといてもいいのじゃないかと私は思いますけどね。

久保田特別委員

私の質問に教えてください。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

資料 - 40 をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。資料 - 40 はおもてが表になっていましてあと次のページに絵があるかと思っています。で今の現況ですけれどもまずちょっと絵を見ていただきたいと思いますが、帯グラフの方がわかるかと思いますがけれども 3 つ表がありまして一番下に非灌漑期これが 0.048 これが 1/10 の湯水流量、日に直しますと 4,100m³/日というのが量で直すと 0.048 というこの黒い棒でございます。真ん中のところ、今一番下の表見て

いますけれども真ん中のところいくつか種類がありまして現況での農業用水の必要量とそれとその真ん中の真ん中が水道料、その上が維持流量という形で色んな種類の線を分けてあります。非灌漑期、冬の場合はこれは雑用水だけなものですから 0.0135 ということで量は少なくなっている、これが概ね 1,200m³/日というふうに理解していただければいいと思います。普段はどのようなのかというのが真ん中の表でございます。普通期になりまして 1/10 の湧水流量つてのは今こちらの絵では真ん中の絵では 0.058 ですがこれは 0.048 で変わりはありません。それに対して農業用水、現状で普通期に必要なのは 0.0387 ですかということになります。代掻き期に行きますと農業の必要量は一番上ですけど 0.086、これはあのですから代掻き期では 0.048 より多くなってしまいます。普通期では 0.048 より少し少ない、維持流量取れませんが少ない。農業の必要量としては少ないと、冬は使っていないので雑用水はクリアしていると、いう形がこの絵でございます。ただここでいっています 0.0387 とか 0.086 っていう量は何かあっていいかと、現在の土地利用の段階で計算されて必要と思われる量というふうに理解いただきたいと思います。ちょっと最初のペーパーに戻っていただきたいのですが、資料 - 40 の最初のページですけれども農業用水の実態という 1 の表があります。農業用水の実態で今絵にしたのは 現状での必要量と書いてあります のところです。ですから代掻き期では 7,400、普通期では 6,100、非灌漑期は農業用水使っていないので 1,200 というものでございます。今色んな計画で減反が終わったりして水田は水田として使った時の量は逆に言うと 17,600、13,200、というような量になるということでございます。以上です。現在実際にこの農業用水を使っているかどうかというのは実は調べてないので計算で出したという数字の中で代掻き期は 4,100m³/日では足りなくなるのが絵で分かります。普通期では、維持流量確保できませんが一応 4,100 より下回っているということが分かります。冬は当然使っておりませんと。以上でございます。

高橋部会長

よろしいですか。

幹事（豊科建設事務所）

色々期間別で分けてしまっていますが、4,100 に相当するのは一番下の表の 0.048 です。

高橋部会長

ただしこれはあれですよ。10年の1度の確率ですよ。湧水期のあれですよ。

久保田特別委員

この数字の検討するのは全部これでやってる訳ですから、実態はどうかって話じゃなくて、水利計算は全部これでやるわけですから、田んぼの水がいくらってのも全部この数字で全部これで検討してる訳ですから、実態がどうかって話じゃないですよ運用だとかってなんとなら話は別ですけども、この会議はこの数字で論じなきゃ何の意味もないことですよ。

高橋部会長

分かりますよ、それは。その辺もそれだが間違えないで下さいよ。10年に1回ということだけは。それでこの維持流量の話が出ていますからね、この維持流量足せばある訳でしょ。これ足しても無いのかな。代掻きの時はないのか、0.02。いずれにしてもこれから行くと全量地下水使っても農業用水の代掻き期には足りませんよと、こういうことで。ですからこの一番上の表見ますと、0.065に対して。

幹事（豊科建設事務所）

すいません。ではもう一度お話を。水利権として利用できる量は0.048という一番下の黒い帯でございます。先ほども申し上げましたけれども、現在この農業用水っていうのは真ん中の帯の一番下が皆そうなのですけれども、この農業用水は現在の水田やっていると、ほんとに水田やっていると、約9haの水田をやっていた時に計算した量ですので、これから今減反しているけどまた水田に戻るといふ量は考えてませんので、そこのところをちょっとご認識いただきたいのですが、どの位足りないのだと単純にですけれども計算しますと、代掻き期では0.086から0.048を引けば出ます。それはですから計算をしないといけないのですが日量にしますと、約3,000位かな、7,400から4,100を引けばいいのですので3,300ですね。すいません出ていました表に、申し訳ありません。今の実状の土地利用ということだけ、それと量は把握していませんので計算値で出している量ということだけご認識いただきたいということでございます。

久保田特別委員

ですから減反をしなければもっと足りなくなるってことですよ。

幹事（豊科建設事務所）

それはそうなります。

高橋部会長

いいでしょうか。

植松特別委員

今の現況では農業用水必要だということで今9haやっているってことで、さっき私が言った今これからの農政ってこと言いました。それで今減反のことも含めて今現況これ全てでやっている、今現在のこの9haやっている訳ですか。土地利用、農業利用。でこれからの農政のこと前出したのですけれども、それではもう見通しというものは右肩下がりと私どもは言っていたのですけれども、ですからこの数字の通りやったら確かにそういうようになります。代掻き期のみね、いらなく。だけこれからの流れ、時代というものを見た場合ですね、今回の特に三郷村の利水の必要性の一番メインな利用は人口が約3,000人から4,000人増えて、下水道設備が整って、それで水が足りないと、工業用水農業用水はほんとは少しだけの上がっている理由だったですよ。逆に言えばそれはほぼ同じか下がるってように私は思っていますけれどもね。ですからそういった意味で農業だけのことでやるというの、もう一度私は後ろ向きになっちゃうのですけど見直し

ないといけないのではないかと、ただそれをやっていたら時間無いので、今この3,300m³/日て出たのですけれどもこれについてはもう一度うまく整合性をとって議論していただきたいと今はそこしか言えないですけれども。

高橋部会長

はい、分かりました。農業用水の全量地下水にしても農業用水が足りないと、量的には大した量ではないと思うのですが、ただ私は今朝ほど丸山委員から話がありました全量地下水の場合の料金の話、約倍以上というようなお話しでしたが、それもその実現可能性から言ったらほんとにいいのでしょうかという話になろうかと思うのですが、その辺はどういうようにとらえればいいのでしょうか

丸山特別委員

皆さんに聞いて下さい。住民の理解が得られるかどうか。

高橋部会長

その辺について。はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

その問題ですけど、たまたま一週間ほど前のタイムスに出まして、先般区長会がございまして、区長会でも議題になりました。その折りに区長さん方にそれぞれ質問なり要望があると、あまり大きな数字でしたから、タイムスの数字が2.5倍ですか、これを見て村民の方がだいぶ驚いて、照会、実際私のところへもありましたけど、そういう細かな何人が反対何人が賛成する人がいたとそういうことではありませんが、全体の空気あるいは集落の会議の中でもたまたま聞かれますもんですから説明しますけど、とても倍の水道料の負担でことになるといったいどういうことを検討してるのだと私前回の会議にも村の会議にも言われました。そんな実状があります。

高橋部会長

はい、中村委員。

中村特別委員

私も、先日の新聞を見られたダム無し案を支持しておられる方も居られましたけれども、その人々の中で試算というようなものが全量井戸ということになりますと水道料の相当の値上げが予想されるということが話合われて、それは困るというような皆さんの困惑したお考えが出ました。そして、あなたがたはダム無し案に賛成しているじゃないか、そこまで考えてダム無し案に賛成したのか。と随分突っ込まれました。やっぱり女性としては、ただでさえ三郷は高いと言っておりましてその上料金が加わって来るということはほんとに締め付けではないかということを言われました。結果、ダムがあっても仕方が無いのではないかとというようなことを申されておられました。以上です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

皆さん後ろ向きな意見言ってまして、中村さんや宮澤さん言われたことは9月24日の第9回でやっているのですよ。県に利水に関する県の考え方っていうものを出してもらって、そういった地元だけに水道料金他を跳ね上がらないために県の方針出て、新たな水源開発に対する助成制度について市町村の意向も把握して検討して行くという県から資料で出ているのです。そのこともうやっているのです。ですからそういった方向でやっていてそれをまた蒸し返しているのです。ですから県の方はそういった事に対して助成制度を出すとうそういった前提でその後3回議論しているのですよ私たち。

高橋部会長

はい、どうぞ。

丸山特別委員

今植松さんの言われた通りこの前私も県で必要な支援はするというお話は聞きました。でその時に一番大事なのは財政的な面だと、財政的な面の援助はあるのですかと言ったら、それはちょっと検討しなきゃ分からないって次回持ち越しでしたよね。次回の時にダム債を発行してやるという制度も考えるというようなことを言われたのです。あの時私もダム債って話聞いた以降あれから2,3ヶ月たつけどダム債の話一回も聞かない。ダム債なんてのは考えてないって言うのですから、知事はああ言いましたけれどもダム債の話なんて考えてないのじゃないのっていう人が大半ですよ。それでダム債じゃあ水道の支援をどのくらいするのですかっていう話がある人に聞いたことある。だいたい補助金というのは1/3ってのが通常の一般的なのです。それが利子補給程度じゃないのですかっていう人もいるので、そんな支援だったらそれはちょっと支援とは言えないのじゃないか、そういうように思うのです。それは植松さんはダム債発行してどれだけ買ってくれるか知らないけど、そういうことじゃないですか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

今まで議論して来た内容の繰り返しなのですよ。もういいじゃないですか、今の丸山委員さんのお話もそれというふうに決めておられるのですね、ダム債というふうにね。ダム債であるなら云々かんぬんという話なんですよ。しかしそれについて考えていませんという県の方から返事があるというけれどもダム債としては考えていないのかも分からんけど他の法整備それから財政支援については話合いをしましよとこう言っているわけです。だからそうでない場合も考え

られる訳ですよ、そこをそうだという決めていってるといところへんはやはり非常に一方的な話になって来ると思うのです。それからもう一点は、人口増の、これは私たちは確認をしたわけですけどもそれに伴ってそれが平成 20 年ということですから確かに若干の水道水の現状のままで行くということはあり得ないだろうというふうには、いわゆる自然増負担というふうなことは当然あり得るだろうと思うのです。あと施設云々という問題、ダムに替わっての新規水源への施設云々している問題についてはそういうふうな形で考える一方的な話じゃなくて、いわゆる他の方法もあり得るとい前向きな考え方をする必要あるんじゃないかと思うのです。その為に県からそういう資料も出ている訳ですから、県から資料が出なかったら、出てなければそういう話はいいのですよ。しかし資料は出てる訳ですからこの資料を信頼するという立場に立てなければこれはやっぱり後ろ向きですよ。それから先ほどから言われている住民のかた云々という話も、私も自然環境愛する会の事務局長やっておりますから、当然住民の方々の意見も聞いております。それはここで言っても架空の論になる訳です。そのことを出しても、ですから私はあえて出さないのです。その時にもし出したとすれば議論になったとすればそこにおられた特別委員の方々はじゃあダム有りて三十億ですよと、これは今までの百五十億の3%の説明ではないですよと、この負担がじゃあダムを造って村民にどう跳ね返ってくるのかというお話を総合的に話されたのですか、これも方手落ちの話なのです。やはりそういう責任が私たちの立場にはあると思うのです。そここのところが非常に偏っているというように思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

色々ご意見はあると思うのです。私もいっぱいあります。今のような話は、ただそれはやっぱり部会の部員として意見を申し上げることが一番大事だと思うのです。それで今農業問題がちょっと出たのですが減反の問題ですが、多分水田耕作者は多くなると思います。多分5割位は、宮澤県議員さんどう判断しておられますか。多分ねえ私もそうですから、減反解除になれば稲作りますよ一番楽ですから、それから売る方も問題ないんですよ売ってくれるんだから農協で、ただ価格が安いってことだけでも他の作物作るより一番楽だし機械もみんな持ってますから、ありがとうございますで減反稲作りますよこれは。そういうことで南小倉の方も多分今休耕しております田んぼも水田になっていくのじゃないですか、そう私は見えています、それは私の意見ですから、考えですからそれはいいんですが、色々申し上げるんですが私は色々の論議の中で私どもが答申しても出来ないような不可能なものを答申していかってことが一番問題なんです、責任問題です、これは。出来ないものを答申するのだったら今までこんな部会やることないのです。どうぞ県の皆さんが考えた通りやって下さい、これで済んじゃう訳ですから、色々の問題をクリア出来ないからそれを心配して幹事の皆さんにもお聞きしたりそれから土地改良区の皆さんにもお聞きしたりそういうことを判断して私どもは答申をしたい訳ですから。これ部会長案で出ちゃったのですが、これはあくまでも私は基本だと思うのですよ。なんて言うのですか我々の検討する基本にこういう事を考えて下さいということ部会長案が出たと思うのですけど、だから部会長

案を全部全面的にそれで行くのだってこと自体は私は少しおかしいのじゃないかと、案ですからそれに加えるものはやっぱり加えて行きまた削るものは削って行きそれで私どもの考えを答申に出すということが本来の姿であろうかとかいうように思います。

高橋部会長

はい、ちょっと二木委員の話の中でちょっと勘違いしていただいちゃ困るのですが、まず部会長案というものはありませんので委員会案部会長案ということで訂正をしていただきたいということ。委員会には報告でございますので、最終の結論というのはいは委員会というのはいは条件の中にはないと思います。それでどうもその辺でたまたま全量地下水の問題がありました。私も非常に一つの兆しと思っていましたけれども、水利権の問題が出てきたところを進んできた訳ですが、全量地下水の中に農業用水も足りないじゃないかという話が出ました、この表が正確だとすれば代掻き期ってのは10日くらいな訳です。10日間の水の量が0.038ですかこの数値が当然正しいとしてやるんですけれども、非常にびびる数字だなと私は思うのです。10日間の0.038っての他になんかカバーできないかっていう方法について、大きな水ですが非常に小さな値です。3,300というような数字だものですから、これは河川管理者として、たとえば10年間に1回の0.038っていうのが維持流量そんなときだけはやめさせてもらうとかというような発想だあっていいと思うのですが。そういうような前に進んだものにしなないとわずかな水のために全量地下水は駄目だということもおかしな考え方だなと思うのですがその辺はどうなのでしょう。たとえばの今の私の案ですよ。

丸山特別委員

代掻き期の話が今出ましたけども、以前は代掻き期ってのはかなり長い期間でやってたんですけども今はサラリーマンのかたが多いものでだいたい土日の一斉にやるのです。だからどうしても集中しちゃうのです。私が助役に来てからも十数年たちますけどもその時からそれやっているのですから、2、3日でやる、その時に水が無いって話でそれはなんとかこう延ばせないかっていう話もしたことがあります。だけどそれが調整できないのですよ。だからやっぱり農業やっているかたはそれだけ水に対する執着があるということはいはやっぱり理解しなきゃいけないと思うのです。

高橋部会長

全て、ばん万歳っていうことは、実情では大変なことだと思うのだけれども、その辺で何かいいアイデア無いでしょうか。はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

色々な面からの検討ということでそこで今部会長一つの問題でということだと思いますので今私財政ワーキングの五十嵐座長とそれから委員の竹内委員と連絡をとっていただきまして、全量地下水にした場合の水道料の料金のことについて色々なご意見が出ておりましたのでこれはやっぱりどうしようかということで今連絡をとり合いました。その結果、他の部会では幹事会、こ

ここでは三郷村ですが三郷村が試算したものを発表しているようです。ですので全量地下水の場合水道料はというふうに変化するかというようなことが皆様がたがそれを出した方がいいというご結論になりましたならば、財政ワーキングの方としては他の部会の情勢をふまえて、三郷村の方から幹事会の方から発表していただくことはやぶさかじゃないということで、今他の委員と連絡とれましたのでそのことについては、じゃあほんとに2倍なのかほんとにどうなのかってことも明確にした上で議論を進めていった方がよろしいんじゃないかなあとということで今発言をさせていただきます。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

田宮特別委員

そりゃあ出てくる結果はだいたい予想がつくのですよ。というのは、丸山委員さんがいわゆる計算、試算をこの色々考えるようにということ言われている訳ですからそれは裏付ける内容は出て来ると思うのですけどもね、そういう出し方に私は先ほど問題にしているのですよ。前日もそうですけど、やはりそれは文書でもって資料としてやはりここはきちっと出してその上でそれを論議するという形を取らないと、やはりこの確かなものという形ではやっぱりこうなっていくかと思うのです、前回の宮澤委員さんの報告も私はそう受け止めて先ほどからメモしているのですがね、そういう扱いをぜひ部会長としてはお願いをしたいというふうに思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

出し方については田宮委員さんからそういうお話がございましたらペーパーを出していただいて結構でございます。そこまでやっていただいて結構でございます。

高橋部会長

その辺、丸山委員さんはどういうように。

丸山特別委員

私申し上げましたのは若干の狂いはありますので次回までに整理して出せってことなら出せると思います。

高橋部会長

どうでしょう、よろしいでしょうか、それで。はい。

宮澤（敏）委員

これは丸山委員さんに聞いているわけじゃありませんので丸山委員さん申し訳ございませんがお立場がございまして丸山さんそれは村長という立場でしてるのか委員としてのお立場で発言してるのかときどきちょっと混乱されてらっしゃるようなんで、これは幹事会ということで三郷村の出でいらっしゃるかたから明確に答弁をいただかないとおかしくなっちゃいますからそこだけちょっと手を挙げてしっかりと明確にやっていただかないと困ります。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

それは今ここで文書出しますという意味ですか。そうなりますと、結局は多数になるのですよ、我々はそういう論議をしている訳じゃないのですよ。いやなります。前回は結局その金額を出すべきだというのはやはりそういう内容が反映された訳ですから。そうじゃなくてやはり文書で部会長を通じて出していただくべきだと、いうふうに思います。

宮澤（敏）委員

よろしいですか、私どものワーキングは他の委員会も全部、利水も全部そうでございますが、部会の意志でもって出してくれということでもって条件も決めているから出す訳です。ですから今田宮さんから出すなら文書で出して欲しいというから出すことは可能ですよと、ですから部会の意志の中でもってご決定下さいと、こういうことを申し上げている訳です。それが多数決だろうがどうだろうがそれは部会長の判断、部会の結論でございまして、それはもう冷静にしっかりやって下さい。これはデュープロセスだけは大切にしましょう、デュープロセスだけはやっぱりしっかりと踏んでやってかないとまずいと思うのです。結論はどうかの意見があってもデュープロセスだけはしっかりときちんきちんとやっていってそして最終的にどうだということ判断をされる、そのプロセスだけはしっかりとふまさせて下さいということでございます。ですから今日私の方はわざわざ今の2人の委員にそれぞれご連絡して他の委員会の状況も今かんがみでお話をしたと、ということでございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。その辺についてですね、私はこの全量地下水っていう話は久保田委員からでましたけれども、まだ農業用水の転換、非常に難しい難しいとは言っておりますけど、それは駄目ですよ地下水にしますよという話では無い訳ですよ。ですからその辺については今すぐお金をおそらくオーダーのはなしだと思いますし、今の指摘のありましたように農業用水もどうしますかって話も全量地下水の場合は出てきますので、これは今お金がどうこうっていう私は皆さんに提出するにはちょっと早いのかなあと、よしんば試算してあったとしても、私は見てはおりませんけども、まだそんな段階じゃないのじゃないかなあとこんなふうに思っております。したがって農業用水の転用については非常に難しいことご認識をいただいておりますけれ

ども、私は感触として全然駄目だという話では実は無いように感触としては得ております。けれども非常にハードルは高いな、じゃあこれを委員会に報告をして、委員会としてもその話を出ております。水利権の問題は、どうしましょう。この全量の問題は。

宮澤（敏）委員

行き詰まっているようでございますので、これからのあとの公聴会、公聴会をいつやるかというスケジュールをきっとお決めになるんだと思います。そうするとそこへどこまでの資料を出されるかということが1つの大きなポイントになってこれらだと思います。そういう案の中で今日もし決めなければもう1回部会を開くということになると思います。その時までには先ほど出ておりました財政ワーキング、もしくは利水ワーキング、それにもう1回答えを出して下さいってことを投げられるならば投げてから話を次に進めて行った方がいいと思います。それをやらないで私がなんで今2人に緊急に電話をしたのはこの会議のこの部会のあとすぐ公聴会というステップがあったから私の方ではそういうようなアクセスをした訳です。それでこの次の部会がもう1回やられるということならば私はそれでいいと思いますがそこら辺のプロセスもスタンスもお決めになられてから次の手を考えられた方が賢明かなとこんなふうに思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

公聴会の話出ましたけど、やはり公聴会進むには財政のことが無いとですねいくらかかるかというさっき言った地下水のことも含めて、水道料金、いわゆる村の人たちにとって一番大事なのは水道料金がどうなるかそれ一番現実的な問題ですからね。やはりもう1度次の部会までに私の提案ですけれども今田宮さん言われた通り資料請求ですよ資料請求で三郷村の幹事会から村の幹事会から地下水の全量取った場合の試算、あと財政ワーキングから明細な内容も含めて出していきたいと、それをやってから次回公聴会していただけたらと私の意見です。

高橋部会長

その前に全量地下水ってのは代替案として今までは審議して来て無い訳です。ですからこれを追加しますか、しないでおきますかってこと言っているわけ。その辺を皆さんにもお聞きしているでしょ。はい、どうぞ。

宮下特別委員

私は先ほどの丸山委員もお気づきかと思いますがし部会長も言っていますように、維持流量にするですねそれから財政的な問題にする全て法的な整備が不十分だということが分かっていたと思うのです。ですからそういう法的な整備をふまえて、全量地下水に求める場合もあるかもしれないけれども法的整備である程度解決できれば、地下水に求めるという、全量で私はなくてもいいんですけども、法的整備と地下水に水源を求めるという案でまとめていったらどうか

なあというふうに思いますけど。

高橋部会長

ということは、代替案として地下水も入れるということですね。

宮下特別委員

はい、そうですね。

高橋部会長

その他ございますか。はい、どうぞ。

中村特別委員

全量地下水の場合、今宮澤委員さんがおっしゃられましたように、財政ワーキングで検討していただきたいと思います。そして今植松委員や皆さんがおっしゃいましたようにここで決められれば県でなんとかしてくれるのだというようなお話もございますので大船に乗ったつもりで利水の方もその検討もいただきたいと思うのですが如何でございますか。

高橋部会長

その他、では農業用水の転換案と全量地下水案してこういう形になるのでしょうか。

丸山特別委員

さっきの利水委員会で水利権の変更が可能かどうかのもやっぱり検討していただくことじゃないでしょうか。

高橋部会長

それはいいと思いますけど。

丸山特別委員

それともう1つ、先ほど私財政のことばかり言って申し分けないのですけれども、県で支援してくれるというお話のようですから、今日は政策秘書室も来ているのですからどこまで支援してくれるかこの次までに一つちょっと検討していただきたいと思うのです。

高橋部会長

それは部会では無理だってさっきから言っているでしょ。

丸山特別委員

それが無いと私ら考えられないのじゃないですか。じゃあ全部三郷村でもって言われても、水道料金倍にするのがいけないって言うのじゃ。

高橋部会長

それは村長という立場でものを言えばそうかもしれませんが、それは私は部会に求められてもとてもそれは回答いただいて皆さんに結構ですって話にはならないと思います。はい、どうぞ。

二木特別委員

丸山委員は村長という立場ですが、私は委員としての立場でお願いしたいのですが、やはり水道債だかダム債だかどの程度のものが県で考えていただけるか、これは基本なのです。我々のもう。これが無ければ多分ご意見もうまく出ないと思うのです。だからやはりこれが基本ですから是非 一つ正直なところをお話いただきたいと思います。お願いします。

高橋部会長

委員会の議事録を見ていただいても分かりますようにまったく同じことを我々は委員会でも申しておりますので。

宮澤（敏）委員

その問題は高橋部会長の方から何回も検討委員会に出されました。それで前回の検討委員会の最終的結論はなんかこう利水の問題について利水ワーキングの方で具体的な案を手探りをして次のようにちょっとみようじゃないかということで利水の座長がそういう発言をされました。ですのでこの次6日の日に利水ワーキング開かれると思いますのでその時にまた部会長の方からご質問をいただくというようなことを考えればよろしいのではないかと、それをまた受けて部会を開けるような状況もあると思いますし、また私これは今度個人的な委員の立場での意見ですけれど、やっぱり今の議論をしていく中で今私の手元に水道事業法の第六条があります。ちょっと読み上げます。事業の許可並びに事業の主体、経営主体ということでありますが、第六条 水道事業を営もうとするものは厚生大臣の許可を得なければならない。2. 水道事業は原則として市町村が経営するものとし市町村以外のものは給水しようとする地域をその区間に及び市町村の同意を得た者に限り水道事業を営むことができるものとする。とこういうことですね。水道事業については、この者というのはあとは一般の民間の人たちがという意味です。組合立でやるとかってそういう判断でここの段階のところにおいては非常に県、国とかっていうのは許可を擦る方の立場であって補助を出す立場、つまり事業自体が市町村がやるべきだと、こういうところに決定しております。もうこの時代はちょっと市町村があまりにも財政的に厳しいので、なかなか難しいと思います。そこら辺も含めて私個人ではやっぱりこれをもっと大きな行政がこれを補填して行くような状況が今すぐ無理でもやっぱり声を上げてく時期には来ているのではないかと、こういうふうにはっきり思います。ですので今問題のことについては過去にもお話をいたしましたし、そういうことで今日ここで議論を終わりにしてしまおうということじゃなくて、そのような前回の検討委員会の結果もごさいますので、高橋部会長にちょっとご一任をされたら如何かなあと、こんなふうに思いますが如何でございましょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

務台特別委員

そのことについて宮澤委員さんをお願いしますが、今の三郷村の水道料金についてその条件と同じにこの前のダム有りの場合の財政についても同じ条件で出していただきたい。そういうような比較しないとほんとにどっちにするかっていうようなことが我々には出来ないと思うのです。是非その辺でお願いしたいと思います。

高橋部会長

その他、ございますか。はい、どうぞ。

青木特別委員

私の先ほどの発言で色々あった訳ですが、私はこの部会では脱ダムで論議すべきじゃないかっていう私の個人的な考えです。今利水ワーキングのことが出ていますが、是非利水ワーキングでどうお考えになっているかお聞きしたいと思います。それとダムに替わる施設についてのことは随分前から部会長さんもがんばっていただいたりして論議がされているのですが、砥川や浅川の場合の答申の場合も全然県の補助があるかないかっていわないそれが無い状況でも答申したということですので、黒沢の場合もそれでいいのではないかと思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。今の問題をまとめたいと思いますけれども、今朝ほどから組合員さんのご意見を聞いた中で非常に大変なことだということは皆さん認識していただいた中で全量地下水という1つのまた代替案が提案された訳ですが、これについても加えて代替案として加えるという形でよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

そういうことで結構だと思いますけども、今まで部会長の会議の進め方の中で、もうダム案はないのだとそういうことで進んでいますけどもそういうことじゃないですね。ダム案もあって農業用水転換案もあって今回新たに全量地下水案が出たと、そういうことでいいですね。ですからこの3案についてこの部会はどういう報告をするかと公聴会に当たってどういうまとめ方をするかとそういうことでいい訳ですね。

高橋部会長

いやダム案はもうすでに出来ているからダムに替わる代替案についてご審議をしていただいている訳ですよ。

久保田特別委員

ですから代替案は色々ありますけども、じゃあ部会報告として何にしますかってことは審議する訳でしょ。その結果をふまえて。

高橋部会長

そうですよ。今やっているじゃないですか、治水はどうしましょう。

久保田特別委員

ですから今まで私もくどいのですが、部会長はもうダム案は無いって前提で言っている訳ですけども、ダム案も検討の中に有る訳ですよ当然、そこをはっきりしてもらいたいですよ。

高橋部会長

基本的には他の委員もいますけども、私は当然ダム案はあると思いますよ。それはでも審議する必要はない訳ですよ。ダム案てのは出来ている訳ですから。それに対して知事が脱ダム宣言をした訳ですよ。ダムに替わる代替案を検討して欲しいと言っていますから我々は代替案を検討してる訳ですよ。でここでダム案を論ずることはないでしょうと私は基本的な姿勢なのですよ。

久保田特別委員

私が思うのは、ですから代替案も当然検討します。その結果ダム案と比較して部会報告とすればどっちだと、そういうことがこの部会の報告だと思えますよ。

高橋部会長

はい、いいじゃないですか。それは。

久保田特別委員

そういうことですよ。そこ確認しておかないと、どうもおかしいのですよね。

高橋部会長

あなたの考え方だからいいのですが。それで最終的に委員会として我々の報告を聞いて、ダムか代替案かという話になろうかと思えますけど、ここでは私はダムについては皆さんご存知のようにもうすでに計画が出来ていますのしすべて 100%クリアしている訳です。だけれども知事の我々に任命されたことはダムに替わる代替案を審議して欲しいという、もう目的を決められているわけです。ダムを検討してくれて頼まれている訳じゃない訳ですよ。元は。

久保田特別委員

そうじゃないですよ、それは。宮澤委員さんどうです、条例を出した立場で。

宮澤（敏）委員

部会長の言っているのは、要するにダム案は一つとして成熟しているから、で他の案を今まで検討してきていると、でダムについての問題点もご指摘されている委員も過去にずっと来ました

よね。そんなようなことで最終的にどういう案に絞って行くかということで、一応要するに知事はダムを造らないということでこの黒沢川にも同じように当てはめたわけですね。ですからそれに替わるべき代案を一般の地元の人たちの声を聞きながら検討しようということで検討して来たと思っているのです。ですからそれで今の状況の中で現在があるとこんなふうに私は理解しています。ですからその中で部会として全部の検討した中でそれぞれあらゆる角度から皆さんそれぞれのご意見を持ってらっしゃると思いますからその中でもってみんなでもって一本の案に絞ればそれが一番いいことですし、それぞれの意見のいい案はそれぞれで部会の案とそれぞれの委員の案どういうふうにするのか私はそれは部会長のご判断だと思っておりますけれど、みんなそれぞれの意見をお持ちになってお話になっていいと思っておりますが、一番限りなく良いことは一本の案に絞っていただくことだと思います。私は砥川の場合は残念ですけど先ほど青木さんがおっしゃられたように一本の案に絞り切れなかったものですからそういう状況で委員会に上げました。

務台特別委員

久保田委員の言っているように同じ土俵に乗せてみると、そしてその結果を出せば良いと、ということですね。ダム無し案を出す。全量地下水の案を出す。そこで初めてどちらにするか委員で結論を出すと。

宮澤（敏）委員

それは部会の皆さんの意志だと思います。確認ですけどこういうようなパターンがないだとかこうだとかってことじゃなくて全部のご意見はご意見ですからそれでそれぞれの部会の皆さんの意志でもってそれで案を一つに絞っていただければ一番良いことだし、絞り切れない場合は複数出て来たって仕方ないのじゃないですかってことだと思いますけど。

高橋部会長

条例にはダムも含めてはいいですよ。ですけどですから私は最初から確認しているはずですよ。全て。議事録第1回から読んでいただければよく分かりますが、今更そういう論議はないだろうと私は今思っているのですが、私はその都度確認を取って来ているはずですから。はい、どうぞ。

田宮特別委員

まったくその通りですね。今の発言の内容というのは、私は第10回の部会でもって確認をしたのですよね。これは部会長案なんていうものでなくて部会案として確認をしている訳ですよ。そのことを以前にもかなり強調させていただいた訳ですよ。それで部会長もそういう立場だということで了解を得ながらあと出て来る意見についてはそれは付帯意見というのですか意見としてあったということを報告して行くと県の検討委員会に報告していくと、こういう話で今進んで来ると思うのです。それをそのダムと同じ目線でたたき台に乗せると、こういう話になって来ますと今までの部会の論議というのがまったく水の泡というのですか、何を論議して来たのかとこういうことになる訳ですよ。だからもう論議の蒸返しについて部会長さんの方で是非お願いを

しておきたいのですが整理もして欲しいのです。やはりそういう過去に論議をして来た内容、それを覆すような委員会運営はやっぱりこうちょっと考えて行っていただきたい。むしろ今まで聞いてきた色々な意見の中で不十分であった我々の論議が、不十分であったということをそれぞれ出し合いながらそれは意見としてまとめて行こうという立場でいいんじゃないかと思うのです。それを確実性を求める、支援の問題についても確実性を求める、農業用水についても確実性を求める、これが責任だっというように言われてる訳ですが私はかえってそれは無責任じゃないかなというふうに思うのです。貯水池の問題の確保の問題についても、そんな場所あるかと、こういう意見が出ている訳ですけども、それをここで決めるのかと決められるのかという問題がある訳ですよ限界として、そういうことをここで決めて行くことこそが村民に対してはやはり無責任になってるというふうにこう考えています。そういう点では限界というものをふまえた上でそのことも含めて住民に意見を聞いてくということも必要じゃないか、ここで決めてしまわなくても、住民に決めていただくと、いう立場も当然そのための公聴会だというふうに理解をしていますので、無理に決める必要はないというふうに判断します。

高橋部会長

はい、どうぞ。久保田委員、どうぞ。

久保田特別委員

しつこくなるようですいませんけど、前回も私言ってますけども、前回確かに第10回ですか確認しまして現在の部会案が出てる訳でございます。しかし、その後財政とかそういうことを検討して行く中でそれと農業用水の転用の話も非常に難しいと言うことで状況が変わって来ている訳です。ですからそこら辺を相対的に見直してどうするかっていうことはやって当たり前だと、部会が終わってしまった訳じゃない訳ですから、終わったあとと言っているのならこれは全然別の話ですけども、まだ公聴会掛ける案をどうするかとかそういう段階でございますので、やはり前回決めた以降色々条件が変わって来ている訳ですから、当然それは加味して再検討することは私は必要であるし当たり前であると、こう思います。

高橋部会長

その他。はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

同じような意見になる訳ですが、確かに久保田委員さんから言われますように、ワーキングで一つの内容精査いただいているということから今日のように変わって来ている訳であります。ただ先ほど部会長さんが言われますように脱ダムというのは確か知事さんの考え方ではあります。しかしそうは言いましてもダムが選択肢からまったく外れているという言い方は未だかつて聞いてないと、でこの部会についてはあくまでもフリーで論議をして欲しいって言うのが最初のことでしたから、従ってその中からABC案が出て来たものでありますし、それからワーキングに移って今日に至っていると、いうことでありますから、今までダムは無いということで決して決ま

っているという理解は私はしておりませんので、その辺も確認をもう一度お願いしたいと思いません。

高橋部会長

はい、色々ご意見いただきましたけども、利水についてはそれでは対策案としては農業用水からの転換とそれから全量地下水について2案を提案するというにしたいと思えます。なお、どちらの方法にいたしましても水利権が、地下水の場合は水利権はいらないと思うのですけれども、現在ダムを造った場合には色々な暫定的な措置が取られるような法律があるようでございます。ダムに替わる農業用水の転換の場合にはそれらについて暫定的な措置がこうじられるかどうかという問題について、県の方から幹事の方からちょっと説明をお願いしたいと思えますが、河川法の暫定放水水量使用許可についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

幹事（河川課）

河川課でございます。それでは暫定的な措置があるかということでございますけれども、暫定措置につきましては豊水水利利用で認められるものがあるのですが、それにつきましては発電ですとか水道水、消流雪用水という形であります。で水道水につきましては、平成12年12月12日付けで建設省の方からの通達がございます、その通達をちょっと要約いたしますと、題名といたしましては「暫定豊水水利使用許可の審査に当たりの留意事項について」ということによりましてこの暫定豊水水利権における事務を処理する基準が定められております。その中で将来の水源措置が確実にされた案件ということ。原則としてダム等水源開発施設の建設が建設事業として予算採択されたもの等以外は許可しないものであること。というふうにされております。水源措置ということにつきまして国土交通省の方に問い合わせまして、地下水を取水する設備がこれに含まれるということは確認を取っております。水源措置の確実性が必要とすることでございます。これは確実性とは地下水を取水するに当たって地下水はどの程度取水可能かどうかという調査をいたしまして、取水設備が建設出来る確実性があるか、ということでございます。水がここに確かに必要分が出てそれを確実に建設出来る確実性があるってということです。その水源施設の確実性に加えまして、緊急性の判断といたしまして水源の状況、水需給逼迫度、生活への影響、節水度、取水実績の基準を満たす他に、取水量が水需要期において相当日数連続して取水出来ない状況が発生しないこと、ってということが。それと水利使用にかかる取水量が取水不能となった場合の節水等の対応措置、住民への広報ですとか排水区域別の減圧調整、また夜間、時間断水等というような対応策が具体的に決められていること。それから水源開発施設の完成予定年度等が確実に把握されていること等を満たした場合に限って暫定豊水水利権が許可されるというものでございます。以上です。

高橋部会長

色々難しいこと言っているようだけど、要は設備を造るまでの間、それが計画的で確実なものであれば豊水量いわゆる余った水はそのまま使って結構ですよという暫定豊水量の許可条件だとかこういうように解釈していいのじゃないかと私は思うのですけれども。従いまして私はそれらの

条件は付けておくべきだろうと思うのです。たとえば全量地下水にしる農業用水の転換にしるある期間が必要な訳です。ですからその期間中はそうすればどうするかという問題が出て来ますので、これはその法律をフルに活用して従来通り今の黒沢の水の水利権を与えてもらうと、暫定的に与えてもらって使っていくと、いう形を条件として入れたらどうかと、これは私は思うのですが、ここで結構ですという話は県はしませんので、おそらく、そういう条件を付して許可を与えていただくとくという形を利水については付けようかと思っております。如何でしょうか。はい、どうぞ。

丸山特別委員

今の中で暫定豊水水利権ですか。これはたとえば今黒沢の場合には黒沢ダム計画はありますよね。まだ消えちゃった訳じゃないのだから、その計画で生み出す水は取っても良いというような理解になるのでしょうか。

高橋部会長

量の話でしょうか。

丸山特別委員

ダム計画消えた訳じゃない。たとえばダム計画の場合でもそういうことは可能なのですか。

高橋部会長

ダム計画の場合はあったのですよ。

丸山特別委員

いや今でもダム計画あるのだから、消えた訳じゃないのだから。

高橋部会長

だけどそれは今実施するのがストップしてますから、ダムには該当しないんですよ。やらないともやるとも言っていないけれども決まっていた訳じゃないのですから。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

河川課の方からお答えします。部会長さんがおっしゃいましたように、ダム今ここでとまっておりますので今ここでそのダムが計画ということで暫定豊水を認めるか認めないかということにつきましては国の方の見解がどういうふうにするかということがありますもんですから、今ここでこれがいいかどうかというお返事はちょっと判断できかねます。

高橋部会長

よろしいですか。おそらく中止になっている以上、私は国は出さないんじゃないかと思われますけれど。はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、すみません。今の暫定豊水水源処置法でしたっけ、それ次回資料で出していただけないですか文書で、ちょっと今説明あったのですけれども、どんなものなのか具体的に今口頭でお聞きしていただけなのでちょっと文書としてどういうものなのか、資料請求として次回。

高橋部会長

ただここでそれはいいと思うのですがどういふものかってことはいいと思うのですがここで結構ですって話じゃないけどこの条件として付けた方が私はいいと思うのです。

植松特別委員

それは私かまいません、部会長の判断でいいと思いますけれども、一応資料としても手元にきちんと欲しいものですから。

高橋部会長

はい、次回資料用意して、お願いします。

宮澤（敏）委員

部会長だいが苦しんでおられますので、皆さんにご提案なのですが、公聴会の前に今の状況からすると今の利水関係、植松委員さんから出された田宮さんから出されたペーパーでも出していただきたいと、今の問題も非常に暫定水量の問題難しいですよ。ペーパーで言われないと口頭じゃなかなか分からない、そういうことも含めてこれは利水ワーキングの方に投げてもらって先ほどからの懸案の問題を利水ワーキングのフィルターに通していただいてお話を承る、それから財政の問題も色々出ていますよね、私どもももう一回三人でもって財政ワーキングの方で全部整理をして今回条件が変わりましたらそこら辺も含めて部会の総意でもってペーパーで出してくれとこういうことでございますからそういうものも用意をしてそれで公聴会に、一回部会の皆さんと出したあと揉んでそれで公聴会に臨むとこういうような段階に私がまとめちゃいけませんけれどちょっと整理してそんなような段階に来ていると、こんなふうに気がいたします。ですので部会長大変今ご苦労していただいているところでございますがそんなところを含めて今日はのくらしいにしてそして日程だけ確認をして、それまでに実は今私聞きましたら検討委員会で計算だけで3日から4日かかります、今の条件変えただけの計算だけで、それで持ち回りのワーキングの部会開いてもやっぱり一週間近くかかってしまいます。そのようなことでそういうような形で利水ワーキングの方もこれから調査をしていただくということになりますとなかなか大変だと思います、急に、でもここまで皆さんが熱心でございましてなるべく早くやっていただくという形にして、それを受けてそのあと公聴会と、こういう形で日程的にはもって行かれた方が部会長大変で申し訳ないのですがそんなようなことを思いますがいかがでございましょうか、ご提案です。

高橋部会長

それでよろしいですか。

久保田特別委員

今の宮澤委員の案で結構だと思います。そこで一点だけ確認したいのですが、先ほど務台委員から財政ワーキングの方から出して下さいって話がありましたけども、全量地下水の場合も三郷村からじゃなくて財政ワーキングで検討した結果を出して下さいってそういうことでいいわけですね。私は財政の話は村から出たり財政ワーキングから出たのじゃあベースが変わっちゃうと問題ですから、やはり時間がある訳ですからそれは資料は三郷村からもらってもいいのですが、でも財政ワーキングとして全量地下水案のお金も出していただきたいとこう思います。

高橋部会長

それはいいですね。いいですね、それで。これでだいたい出ましたので、はい、どうぞ。

田宮特別委員

宮澤委員さんのお話でいいと思うんですね、そういう形の中でやはり文書に基づいて議論深めて行くという立場ですね。ただ利水ワーキングの場合、もしできるのでしたら座長さんですか、の参加を要請が出来るものなのでしょうか、その辺部会長さんどうかと思うのですが、そこから出された文書についての説明を直接受けると。

宮澤（敏）委員

それは部会長答え難いと思いますのでそれは各私ども専門委員が、専門委員の中に各ワーキングから出てきております。ですから利水からは利水の委員が出て来ています、森林なら森林の委員が出て来ております。それでそういうふうな形で各部会のところに一人一人そういう担当の人が行かれるような形になっておりますのでそれを強制されてはなかなか大変だと思います。ですから利水ワーキングからこの中に出ておりますので、そういうことになってこれは仕方ないと思っておりますが、私が出られないで五十嵐さんが出て来ってこと同じ要望になってしまいますのでそれはそのようにご理解をしていただきたいと思います。システムがそうになっておりますので。

高橋部会長

どういう意見でしょうか。

宮澤（孝）特別委員

資料が出るということで、ついではなんですが、私も実際分らない面が今日聞いていてありまして是非前回お願いいたしました水の収支の計算していうのですかやはり私と隣りとで解釈が違ってはいけませんので、大方は分りましたけどそれもできたら事務局の方で、今日の内容に基づいた収支計算ですね。

高橋部会長
農業用水のですか。

宮澤（孝）特別委員
水の全体の収支の。計算出る、必要かと思いますが、ばらばらの理解ではいけないと思います。

高橋部会長
分ります。ちょっと僕は意味分らないのだけど。何の水収支なのだろう。

宮澤（孝）特別委員
先ほど説明、資料 - 40 で説明いただいたのですが、それは概ねの理解は出来ましたがやはりきちっとしたものを持ってないといけないと思ひまして。

高橋部会長
これは全然変わりませんよ。

久保田特別委員
代掻き期とか普通期の数字だから同じ事なのですよ。だからこれを消したものをいせばいいじやないですか。

高橋部会長
1/10 の流量が余分してこと。

幹事（豊科建設事務所）
そうですね、少し分かりづらい部分あったと思うので、ちょっと整理して次回資料提出したいと思ひます。

高橋部会長
それではここで一旦休憩を、10 分取らせていただきますので、お願いします。

< 休 憩 >

事務局（治水・利水検討委員会）
また審議の方の再開をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

高橋部会長
では審議を継続します。これは確認でございますけれども、治水についてでございますけれども先般皆様から確認をしていただいておりますけれども、まずまとめといたしましては赤沢砂防

ダムの下に調整地を約 190,000m³ のものを確保しましょうと残りの 100,000m³ については他の箇所を今後検討して行きましょうということで特定な場所を限定しますと色々問題も大きいでしょうからということで特に場所については指定しなかったということでございます。そういうことでまとめたいと思います。なお、これも委員会で報告いたしましたけれども 190,000m³ をとりあえずカットした場合に今の河川改修でどうなるだろうかと、いう問題が残る訳ですけれども、これについてはご存知のように河川法で定められております、河川の余裕高というものが決められております。これについてももう少しシビアに委員会としても検討して欲しいということが一つと、前々から言われております。河道の粗度係数について見直したらどうかと、いう委員会で指摘をされております。これは余裕高をくうとか粗度係数の見直してものは一黒沢川だけではありません。全ての河川に該当する訳ですけれどもこれらについては委員会に審議を専門的な分野でございまして審議をしていただくということで私どもは当初決めていただいた通りで報告をして行きたいとこんなように思っておりますので、お願いをしたいと思います。なお加えてそれが今ダム中止に伴って万水川他の河川改修が実はストップしてございます。この問題については私のところへ直接お電話をいただいておりますけれども一日も早い河川改修の再開をお願いしたいという電話もいただいておりますし下流の住民の一番不安な問題でございましてこれも私は出来るだけ早い再開をお願いしたいということで報告をしたいとこう思うのでございましてご理解をお願いいたします。それでよろしいでしょうか。

丸山特別委員

水利権と財政の話、それはどういう形で今のところへ入れてくってことですか。

高橋部会長

はいそれから今財政に入ろうかと、県の支援の問題ですね。残された県の。はい、どうぞ。

久保田特別委員

休憩前で確認したことで、違っていたことがあるので是非意見を言わせていただきたいのですが、地下水全量取水の時に、水道水を、その時の農業用水が不足だっことを私言いましたけれども、先ほど事務局の方から説明がありましたけれども資料 - 40 で、あれはあくまでも現状減反してる分の話なのですよね。それで今まで我々がこの部会で検討して来た数字は資料 - 24 でございまして、一桁くらい違うのです。代掻き期は 1 日 17,600 必要なのです。ですからこの資料 - 24 で農業用水の転換は検討していただきたいということです。資料 - 40 は現在減反していて実際に使っている分なのですよ。それだと駄目なのですよね。

高橋部会長

資料 - 40 は減反した状態ですよ。資料 - 24 は減反した状態じゃなくて耕作面全ての耕作面積でやっていますよと。したがって減反は加味しないもので計算しなさいよそれでやりなさいよと。こういうことですね。私は基本的には減反しているのは百年の計をやっている訳ですから今減反してという話はこの黒沢川だけではない訳ですが全てそういう問題は確かにある訳なのです。百

年の計を語る時に今の減反の面積でいいでしょうかという疑問はありますのでこれについては利水ワーキングでも問題になっておりますのでそれは検討したいと思っております。

久保田特別委員

ですから一週間ほんのちょっと水が足りないってことじゃないですから、是非それで検討をお願いします。以上です。すみませんでした。

高橋部会長

分りました。はい、どうぞ。

植松特別委員

今の久保田委員の意見なのですけれども、たださっきの県の方の基になったのは9haです。現況というのは、これ今27haじゃないですか資料-24でいくと、30,31haです。約何倍違うのだ4倍位ちがっちゃいます。それでこれだけの今減反ということで確かに元の数字ということも考えられますけども、以前私資料請求した三郷村のこれからの農政について農業計画について上向きということはあまり無かったはずなのです。確か。今部会長百年の計と言いましたけれども宮澤委員も前これから減反は無くなるというようなことを言いましたけれどもほんとにそうなのか農業人口のこと考えた場合に、ですからこれが4倍も違う数字でまたやっついていいのかどうか、これ両方出して、両方出すってことができるのかなんですけど、ただ4倍も違った数字で出していただくことがほんとにいいのか、今私はせいぜい現況維持だと思うんですけど。

高橋部会長

その辺の矛盾もありますけど、設備も1年や2年で出来る訳じゃない訳です。何十年してかかる訳です。ですからやはりその現状と将来ってものは常に見ながらその辺の設備ってのは出来てくはずですから、カウントする時にはやっぱり減反をカウントせずに計算していくと、植松委員の言うように現状も非常に大事なポイントだろうと思います。ただでも設備が明日すぐ出来るという話ではないですから私はその辺はやっていけるのじゃないかというような気もしているしそういう計画でなければ駄目じゃないかと。設備1年で造る訳じゃない訳ですから、その辺でどうなのでしょう。

植松特別委員

ちょっとよく分かりませんが、説明が。確かに設備1年で済むものじゃないですけども。

高橋部会長

何十年してかかってくるのですから時代に合ったものにだんだん変えて行くという形しかないんじゃないでしょうか

植松特別委員

それは分りますけれども、他の委員の意見も聞いてみればいいと思うのですけども。

高橋部会長

農業政策ってものはここでぴしっと今出ればそれが一番楽なんですけどもね。

植松特別委員

その農業政策は出ているはずですよ三郷村に前回出していただいて、ですからその出ていることで私言ってる訳ですよ。

丸山特別委員

減反問題については今国で検討してしまして、近々その報告が出るようなんですけれども、近い将来に減反制度を無くすと、先ほど二木委員が言われたように農家は減反の割り当てが無ければ作りたいのですよ。それだから減反の割り当てするのに私は苦労してるのです。ですからそれは解禁になれば作ると思います。若干それは単価下がるかどうか知りませんが、作りたいっていうか作る人がおそらく多いと思うのです。野菜作るより他の作物作るより米が一番、楽だって言えばおかしいけども手数がかからないし、ほんとにそういう意味では一番やり易い作物ですから、農家の皆さんも減反割り当て私ら 37%ですけど、割り当てするのに苦労しているのです。たまたま南小倉の場合はそういうこともあるから是非っていうことで受けてもらってその分他の三郷村の人たちが軽くなっているってことはありますけれども、ですから減反政策は国では無くすつて言ってるからその暁にはやはり水田は増えてくるじゃないかっていう私は思います。

高橋部会長

はい、よろしいですか。それでは次に、一番問題の県の支援についてということでございますけれども、前回まで皆さんから出されているものについては、県からの支援については利水者の負担はダム案と同程度まで補助していただけるよう委員会への報告に盛り込んで行くことということでございましたけれども、これがまあ一番問題なのですが部会としてはもうこれ以上突っ込んで私は行けないのじゃないかという気がしてるのですが、その辺どういうものでしょうか。これは委員会でもまったく今行き詰まっております。はい、どうぞ。

宮下特別委員

やはり我々の部会としてはここが限界だろうと思いますので答申案の中にそういうことを含めて行けばよろしいかと思えます。

高橋部会長

ありがとうございました。次に公聴会についてでございますけれども、事務局の方で何か、予定といいますか何か説明することがございますか、無ければこっちで進めますけど、特には無いのですか。公聴会についてご審議をして頂きたい訳ですけども、今日決めていただいたものをまとめて財政ワーキングに図るものは図って、公聴会開く訳ですけども、まず日程の前に皆さん

にお図りしたいことは公聴会にダムに替わる代替案のいわゆる費用というものを提示すべきかしないでおくべきか、その辺からご意見をいただければと思いますけれども。はい、どうぞ。

久保田特別委員

当然すべきだと思います。

高橋部会長

はい。その他ございますか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

はっきりした代替案が出来ればいいのですが、さもないとやはりいままでも皆さんおっしゃっていたように数字だけが一人歩きして行きますので、案のみで私はよろしいかと思えます。

高橋部会長

その他ございますか。

丸山特別委員

財政ワーキングで公表する訳でしょ。文書で。さきほど言ったように次回に。ですからそれは当然出さないと判断材料としてはおかしいのじゃないでしょうか。それでそれぞれの案についての費用というものは無いとやっぱり住民も判断する材料乏しいと思えますよ。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

私も判断するには一般住民が、やはりこれは出すべきであると、ただ積算のことが次回出る訳ですけどもそれについて積算です。それを私たちがもう一度議論してここで納得すれば私は当然お金が一番大事な問題なのでそれは出すべきだと思っています。ですから次の委員会で出て来た財政ワーキングのことを全量地下水も含めてきちんとやはり議論してからやると、それから公聴会でいいと思えます。

高橋部会長

そうしますと公聴会の前にもう一回お金が出た時点で部会を開いてから決めろということですか。

植松特別委員

そうですね。ですから次回もう一回部会開くと思うのですがその部会の様子を見て公聴会の日程決めればいいと思えます。

高橋部会長

その他にご意見ございますか。私の考えは非常に不確定な要素が非常に多いものですから、その辺心配しますが、水道の問題については住民がほんとに自分の懐から出さなくちゃいけないというような非常に大きな問題なものですから、水道の問題は全量地下水になったとき皆さんこうなりますよという話はしないと公聴会が無意味なものになるかなとこんな気はしておりますけども。あと治水とか農業用水からの転換てのは非常に不確定要素が多すぎちゃってほんとにオーダーっていう形でよければだと思っんですがどんなものでしょうか。

丸山特別委員

170億というダム案とダム無し案でそれぞれ出ています。それは報道等通じて関心のあるかたは理解していると思うのです。ですからやっぱりそれは出すべきだと思いますね。概略でそれはやっぱり百年単位ですからオーダーでいくらってということじゃない。

高橋部会長

億という単位だと思うのですけどね。よろしいですか、次回までにワーキングから出していただいて私も審議していただいてそして出すという形でよろしいですか。ただしそれはオーダーだという。はい、どうぞ。

田宮特別委員

住民に対して責任がどうあるのかということから考えて行かないといけないと思うのですけどね。ただ出されて来たたとえば水道水の料金の問題にしてもそれに対して県の意見が出ている訳ですね、そうするとその問題との兼ね合いがどう理解して行くのか、ダム有りの場合は国、県、村というようにはっきりとあれしている訳ですけども、その利水の場合、特に上水の場合について新しい水源についての補助の問題との兼ね合いがどうしても出て来ると思うのですけどね、その辺は部会長さんどういふふうにお考えなのでしょうね。

高橋部会長

おそらくそういう質問的なものは当然出ると思います。県の支援の確実性っていいですか見通していいですか、公聴会ですから答弁することは無いわけですからあくまでもご意見を聞いてこの部会にその意見を反映するって形を取りますから、そこで県の支援がどうじゃつて言われても答弁は出来ないということですから、と思っておりますけど。

田宮特別委員

その問題を出す時に今私たちは論議をして来たのはやはりその県の財政補助の問題をどう捉えるのかこれはダム債とかいろんな事を言われているわけですが、しかし県に聞いても、県の方としては答申を出して下さいというふうに答えている訳です。だからその問題で、例えば住民負担が2.5になったとして、県に負担、こういう県の方としての考えは出ていますよという事は、

同じ目線で住民の方へ説明されないと、これ事実ですからね。そこに同時にだったら私はいいと思うのです。それがまだ不確定要素があるのだとか何だとか言って、その部分を住民に説明しなかった場合に、2.5 だけが住民のなかに入っていき、そういう一面的な要素が非常に強いのではないかと、こういうふうに考えるのです。

丸山特別委員

公聴会までにはまだ時間があるから、県の考え方をその時につけてもらったらどうですか。財政のね。

高橋部会長

その辺どうですか。理事者の方。

丸山特別委員

今の制度のなかで何ができるかという事でしょう。先程らい法律変えればいい、法律なんてものは法治国家でそんなに簡単に変えられる訳にはいかない。

高橋部会長

又それは後戻りしてしまうのでいけないのですが、法律はそれはすぐに、そんなに簡単に換えられるとは誰も思っておりませんが、意識改革をしていかななくてはならない時代ではないでしょうかというのが大事なところだと思います。ですからそれをやってしまうと論議にならないのですよ。だから全て法制度のなかで試算をしていますから。その件はどうなのでしょう。それから公聴会には答弁する必要はないのだな。

事務局（治水・利水検討室長）

公聴会は原則といいますか、質疑は一切ありません。委員の皆様方がそれぞれ公述人の意見を一方的といいますか、聞くと。それを聞いていただくなかで、これまでの審議とかそういうものを踏まえるなかで結論を出していただくと、そういった状況です。

高橋部会長

そういうことですから、どういようにとらえるかということです。そういうことで進めていきたいと思いますが、そうなりますとちょっと前回の予定が変わってきましたので、どうなのでしょう。今度の部会と公聴会の日程を変更せざるを得ない訳ですが、まず今日の案で、お金がいつ頃までにワーキングではじけるかという問題なのです。そこから逆算しないと出ませんよね。

事務局（治水・利水検討室長）

明日から県会が入ってきてしまうので、それで一応 20 日には閉会になりますので、20 日あたりの部会から可能だと思います。

高橋部会長

20日前は不可能だという事ですね。

事務局（治水・利水検討室長）

20日前ですと平日はちょっと無理だと思います。

高橋部会長

次の部会 20 日過ぎで皆さんのご予定が、皆さんの方で 20 日以降で予定を出していただければ有り難いのですが、事務局でちょっとまとめて下さい。そうすると年内に公聴会というのは無理だという事になりますね。よろしいですかそれで。それでちょっと調整してください。26 日午前中でどうでしょう。よろしいでしょうか、午前中で。26 日が第 14 回ですか。公聴会そうなりますといつ頃になるでしょうか。それはその時で今から決めなくていいですか。何時がいいでしょうか、9 時半から 12 時まで。

事務局（治水・利水検討室長）

26 日、時間は朝 9 時半ということで、場所は南安曇の合庁でお願いしたいと思います。南安合庁という事をお願いしたいと思います。

高橋部会長

よろしいですか、そういう事をお願いをしたいと思います。以上で本日の議事は終了しましたけれども何か。

事務局（治水・利水検討室）

次回の資料の確認をさせて下さい。

高橋部会長

はい、それではお願いいたします。

事務局（治水・利水検討室）

それでは次回までの資料の確認をさせていただきたいと思います。財政ワーキングの話で、黒沢川の水を農業用水と上水に分ける案について、これを維持流量を考慮して 1,800m³/日というもので試算をするという事です。1,800m³/日という事でございますが、農業用水と上水道、農業用水には雑用水も入っていると思われまますけれども、その分けをどうするかという事ですけれども、雑用水 1,200m³/日というのが、なかなか他の転化が難しいというお話も部会のなかで出ておりましたので、1,800m³/日の内訳は、農業用水と雑用水で 1,200m³/日、上水道で 600m³/日という分けて試算を行ってよろしゅうございますか。

高橋部会長

その辺どうでしょうか。

久保田特別委員

雑用水についてははっきり分けていただきたいと思います。雑用水と農業用水ははっきり分けて数字を出していただきたいと思います。

高橋部会長

ですから今、分けてありますよ。

事務局（治水・利水検討室）

雑用水 1,200 をまず取って、それで農業用水は別と、それであと残りの 600 を上水道と、こういうような分けで試算すればよろしいでしょうか。

高橋部会長

3つに分けてあるのです。そういう試算でいいでしょうかと聞いているのです。よろしいですか。

事務局（治水・利水検討室）

そういうことですか。600 を 2 で割る。申し訳ございません。計算間違えました。雑用水を 1,200 取るという事となれば、残りは 600 しかございませんので、600 を上水道と農業用水で半分ずつ分けるという、そういうお話になるのでしょうかね。

久保田特別委員

半分だか何だか知らないけれど。

事務局（治水・利水検討室）

半分だか何だか、まあ決めていただかないと試算できませんので、半分ずつという事でよろしいでしょうか。

高橋部会長

どうなのでしょう。その雑用水の 1,200 は決めてあとの農業用水と上水道は、特に、今も現状もそういうやり方をしているのだから、あえて分けない方がいい方が、あまり数字をきちっと分けてしまうと。ただ雑用水は分けておいた方がいいだろうと。

久保田特別委員

600 というのは計算できなければしょうがないですよ。

事務局（治水・利水検討室）

とりあえず、ですからそういうふうな仮の分けです。そうやってやるというのではなくて、仮にそうやって半分に分けて計算するという事によろしゅうございますでしょうか。続きまして、先程出ました上水道を全量地下水から汲み上げる案につきましても、財政ワーキングを通して試算をするという事。それから先程河川課の方から説明がありました豊水の水利権という事について資料を提供いたします。それから水の収支の計算ですけれども、河川の流量から利水に農業用水、上水道、雑用水等とありますけれども、これ分かり易く資料でまとめてくるという事でございます。以上です。

高橋部会長

その水資料のものは、さっきの資料を見直せばいい訳でしょ。両方あった方がいいじゃないですか。現状と減反なしという。よろしいですか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

もう一点、利水ワーキングの資料を。

高橋部会長

利水ワーキングの資料って、利水ワーキングというのはやっていないのですよ。

田宮特別委員

水利権の話。

高橋部会長

水利権の話はやっていないのです。これからやろうという事なのです。利水ワーキングというのは当初は上水道の問題、これを人口の村で出したものに対して正しいかどうか、それを検証しましょうと、それに対する水需要は正しいかどうか、これを検証しましょうというところまでしかいっていないのです。私もワーキングの委員ですけれども、農業用水というのは当時全然利水ワーキングには何の課題もなかった訳です。けれどもこうやってきますと、むしろ農業用水の方が問題だっという事で座長が前回の委員会のなかでそういうものも取り上げて、水利権の問題も取り上げながらやったら如何でしょうかという事で提案が出されまして、私は是非それをやって欲しいという、私は賛同しております。具体的にまだ、今日の部会のなかで是非やって欲しいという事で要望いたしまして早速開催したいという事で。そういう事でいいでしょうね。

事務局（治水・利水検討室）

はい、次回利水ワーキングの座長の石坂委員の方へ本日の部会の報告をいたしまして判断を仰ぎたいと思います。

高橋部会長

ワーキングを開催していただくと。それではそのワーキングの課題として水利権の問題、可能性の問題、それとあと何でしょうか。何をやればいいでしょうか。県の支援の問題ですね。利水になりますと。はい、分かりました。よろしいですか。それではこれで本日の議事は全て終了いたしました。議事進行に関しまして委員の方々のご協力ありがとうございました。それでは次回は26日という事で再度お願いをします。ありがとうございました。ご苦労様でした。

(終了 15 : 50)